

○経済産業省令第四十三号

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月三十日

経済産業大臣 赤澤 亮正

特許法施行規則等の一部を改正する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

目次	改正後
目次	改正前

第一章～第八章 (略)

第九章 審判及び再審

第一節 (略)

第二節 口頭審理(第五十一条―第五十六条

の二)

第三節 証拠調べ及び証拠保全

第一款 総則(第五十七条―第五十七条の

八)

第二款～第五款 (略)

第五款の二 電磁的記録に記録された情報

の内容に係る証拠調べ(第六

十一条の十二―第六十一条の

十四)

第一章～第八章 (略)

第九章 審判及び再審

第一節 (略)

第二節 口頭審理(第五十一条―第五十六条

)

第三節 証拠調べ及び証拠保全

第一款 総則(第五十七条―第五十七条の

七)

第二款～第五款 (略)

第六款 検証（第六十二条―第六十二条の

三）

第七款 （略）

第十章・第十一章 （略）

附則

第二十七条の四の二 （略）

2ゝ6 （略）

7 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めると

第六款 検証（第六十二条・第六十二条の

二）

第七款 （略）

第十章・第十一章 （略）

附則

第二十七条の四の二 （略）

2ゝ6 （略）

7 前項の優先権の主張をするときは、当該優先権の主張をした日から二月以内に、優先権の主張をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、

きは、この限りでない。

8・9 (略)

(意見書の様式等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第五十条第二項及び第三項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならぬ。」とあるのは、「提出しなければならぬ。」とあるのは、「提出しな

その必要がないと認めるときは、この限りでない。
い。

8・9 (略)

(意見書の様式等)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第五十条第二項及び第四項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならぬ。」とあるのは、「提出しな

ればならない。」と読み替えるものとする。

(国際特許出願等についての優先権書類の提出等)

第三十八条の十四 (略)

2～5 (略)

6 前項の手続をするときは、当該手続をした日から二月以内に、手続をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

ればならない。」と読み替えるものとする。

(国際特許出願等についての優先権書類の提出等)

第三十八条の十四 (略)

2～5 (略)

6 前項の優先権の主張をするときは、当該優先権の主張をした日から二月以内に、優先権の主張をする者の責めに帰することができない理由があることを証明する書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(審判の規定の準用)

第四十条 第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十七条の二、第四十七条の三、第四十八条から第四十八条の三第一項まで、第五十条から第五十条の二の二まで、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の十、第五十条の十一、第五十条の十三、第五十条の十四及び第五十一条から第六十五条までの規定は、判定に準用する。この場合において、第五十条第六項、第五十一条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項

(審判の規定の準用)

第四十条 第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十七条の二、第四十七条の三、第四十八条から第四十八条の三第一項まで、第五十条、第五十条の二、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の十、第五十条の十一、第五十条の十三、第五十条の十四及び第五十一条から第六十五条までの規定は、判定に準用する。この場合において、第五十条第五項、第五十一条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並

及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「判定について提出する」と、第五十条の二の二、第五十七条の三、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「判定についてする」と読み替えるものとする。

(裁定事件答弁書の様式)

第四十四条 特許法第八十四条（同法第九十条第二項（同法第九十二条第七項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。）、第九十条第七項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。）の答弁書は、様式第六十の

びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「判定について提出する」と、第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「判定についてする」と読み替えるものとする。

(裁定事件答弁書の様式)

第四十四条 特許法第八十四条（同法第九十条第二項（同法第九十二条第七項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。）、第九十条第七項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。）の答弁書は、様式第六十一

二により作成しなければならない。

(営業秘密に関する申出)

第四十四条の二 裁定に係る書類において営業秘密が記載された旨を経済産業大臣又は特許庁長官に申し出る場合は、様式第六十一によりしなければならぬ。

2 4 (略)

(審判の規定の準用)

第四十五条の六 第四十六条第二項、第四十六条の二、第四十七条第三項、第四十八条、第四十八条の二、第四十九条から第五十条の二の三ま

により作成しなければならない。

(営業秘密に関する申出)

第四十四条の二 裁定に係る書類において営業秘密が記載された旨を経済産業大臣又は特許庁長官に申し出る場合は、様式第六十の二によりしなければならぬ。

2 4 (略)

(審判の規定の準用)

第四十五条の六 第四十六条第二項、第四十六条の二、第四十七条第三項、第四十八条、第四十八条の二、第四十九条から第五十条の二の二ま

で、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の六、第五十条の七、第五十条の八、第五十条の十から第五十条の十三まで及び第五十七条から第六十五条までの規定は、特許異議の申立ての審理及び決定に準用する。この場合において、第五十条第六項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申立てについて提出する」と、第五十条の二の二、第五十七条の三、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申立てについてする」と読み替えるものと

で、第五十条の四、第五十条の五、第五十条の六、第五十条の七、第五十条の八、第五十条の十から第五十条の十三まで及び第五十七条から第六十五条までの規定は、特許異議の申立ての審理及び決定に準用する。この場合において、第五十条第五項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申立てについて提出する」と、第五十条の二、第七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「特許異議の申立てについてする」と読み替えるものと

する。

(証拠)

第五十条 審判の請求書、答弁書その他審判に關し特許庁に提出する書面には、必要な証拠方法を記載し、証拠物件があるときはこれを添付し、証拠となるべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものという。以下同じ。）があるときは当該電磁的記録を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことがで

とする。

(証拠)

第五十条 審判の請求書、答弁書その他審判に關し特許庁に提出する書面には、必要な証拠方法を記載し、証拠物件があるときは、添付しなければならぬ。

きる物を含み、特許庁長官が定めるものに限る。以下この条及び第五十七条の七並びに第五款の二において同じ。）を添付しなければならぬ。

2 前項の証拠物件が文書（特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一条に規定する物件を含む。第五項及び次条第二項において同じ。）であるときはその写しを、その他のものであるときはその図面又はひな形若しくは見本を特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。

2 前項の証拠物件が文書であるときはその写しを、その他のものであるときはその図面又はひな形若しくは見本を特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。

3 前項のひな形又は見本を提出するときはこれにその図面を、その図面を作成することができないときは説明書を添付しなければならない。

4 第一項の光ディスクを添付するときは、当該光ディスクには、同項の証拠となるべき電磁的記録の複製（特許庁長官が定めるファイル形式により複製された電磁的記録をいう。次条第二

3 第一項の証拠物件が文書であるときは、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書の特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

（新設）

項及び第六十一条の十四において同じ。)をも記録しなければならない。

5 第一項の証拠物件が文書であるとき又は同項の証拠となるべき電磁的記録があるときは、文書の記載又は電磁的記録に記録された情報の内容から明らかでない場合を除き、文書又は電磁的記録の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書の特許庁及び相手方の数(特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数)に応じて提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

4 第二項のひな形又は見本を提出するときはこれにその図面を、その図面を作成することができないときは説明書を添付しなければならない。

6 | 前項の証拠説明書は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の二により、それ以外の場合は様式第六十五の三により作成しなければならない。

7 | 第二項の写し若しくは図面、第三項の図面若しくは説明書又は第五項の証拠説明書（同項ただし書の規定により提出するものを除く。）が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録を記録した光ディスク（第一項の電磁的記録がある場合にあっては同項の光ディスク）をもつて提出することができる。ただし、拒絶査定不服審判について提出する場合については、この限りでない。

5 | 第三項の証拠説明書は、拒絶査定不服審判について提出する場合は様式第六十五の二により、それ以外の場合は様式第六十五の三により作成しなければならない。

6 | 第二項の写し若しくは図面、第三項の証拠説明書（同項ただし書の規定により提出するものを除く。）又は第四項の図面若しくは説明書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第五十条の十一において同じ。）で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された

情報を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含み、特許庁長官が定めるものに限る。）をもつて提出することができる。ただし、拒絶査定不服審判について提出する場合については、この限りでない。

（新設）

（証拠方法に係る当事者及び参加人の努力義務

）

第五十条の二 当事者及び参加人は、証明すべき事実に照らして証拠方法が必要かつ十分なものになるよう努めなければならない。

2 当事者及び参加人は、証拠方法が文書又は電

磁的記録であつて、当該文書又は電磁的記録中に証明すべき事実と関連性を有する部分とそれ以外の部分があるときは、文書の記載又は電磁的記録に記録された情報の内容から明らかなる場合を除き、当該文書の写し又は当該電磁的記録の複製において当該関連性を有する部分を明らかにするよう努めなければならない。

第五十条の二の二 (略)

第五十条の二の三 (略)

(映像等の送受信による通話の方法による口頭

第五十条の二 (略)

第五十条の二の二 (略)

(映像等の送受信による通話の方法による口頭

審理)

第五十一条の二 審判長は、特許法第四百四十五条

第七項に規定する方法によつて同条第三項の期

日における手続を行うときは、当該手続に必要な

な装置、通話先の場所その他当該手続の円滑な

進行のために必要な事項を確認するものとする。

る。

2 4 (略)

(口頭審理における陳述の録音)

第五十三条 審判官は、必要があると認めるとき

は、申立てにより又は職権で、録音装置を使用

して口頭審理における陳述の全部又は一部を録

審理)

第五十一条の二 審判長は、特許法第四百四十五条

第六項に規定する方法によつて同条第三項の期

日における手続を行うときは、当該手続に必要な

な装置、通話先の場所その他当該手続の円滑な

進行のために必要な事項を確認するものとする。

る。

2 4 (略)

(口頭審理における陳述の録音)

第五十三条 審判官は、必要があると認めるとき

は、申立てにより又は職権で、録音装置を使用

して口頭審理における陳述の全部又は一部を録

取させることができる。この場合において、審判官が相当と認めるときは、当該陳述の録音により作成された電磁的記録を反訳した調書を作成しなければならない。

(音声の送受信による通話の方法による通訳人の関与)

第五十四条の二 第五十一条の二の規定は、特許法第四百四十六条において読み替えて準用する民事訴訟法第五百十四条第二項後段に規定する方法によつて通訳人に通訳をさせる場合について準用する。

取させることができる。この場合において、審判官が相当と認めるときは、録音テープを反訳した調書を作成しなければならない。

(新設)

(口頭審理調書の記載事項)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

4 特許法第四百四十七条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法第六十条第三項の異議が述べられたときは、審判書記官は、調書に異議が述べられた旨及びその内容を記載しなければならぬ。

(書面等の引用添付)

第五十六条 調書には、書面、写真、録音テープ、ビデオテープ、電磁的記録を記録した記録媒体その他審判官が適当と認めるものを引用し、

(口頭審理調書の記載事項)

第五十五条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(書面等の引用添付)

第五十六条 調書には、書面、写真、録音テープ、ビデオテープその他審判官が適当と認めるものを引用し、審判の記録に添付して調書の一部

審判の記録に添付して調書の一部とすることができる。

(更正処分の方式)

第五十六条の二 審判書記官は、口頭審理の調書の更正処分をするときは、更正処分の内容を記載した調書を作成しなければならない。

2 第五十五条第二項及び第三項の規定は、前項の調書について準用する。

(受命審判官の期日指定等)

第五十七条の二 受命審判官が行う手続の期日の指定及び変更は、その審判官が行う。

とすることができる。

(新設)

(受命審判官の期日指定)

第五十七条の二 受命審判官が行う手続の期日は、その審判官が指定する。

(証拠の申出)

第五十七条の三 (削る)

証拠の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の十一により、それ以外の場合は様式第六十五の十二によりしななければならない。

(証拠調べ調書の記載事項)

第五十七条の五 (略)

2 第五十五条第二項から第四項までの規定は、

(証拠の申出)

第五十七条の三 証拠の申出は、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示してしななければならない。

2 前項の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第六十五の十一により、それ以外の場合は様式第六十五の十二によりしななければならない。

(証拠調べ調書の記載事項)

第五十七条の五 (略)

2 第五十五条第二項及び第三項の規定は、前項

前項の調書に準用する。

(証拠調べの調書の記載に代わる電磁的記録の記録媒体への記録)

第五十七条の六 審判書記官は、前条第一項の規定にかかわらず、審判長の許可があつたときは、証人等の陳述の録音又は録画により作成された電磁的記録を記録媒体に記録し、これをもつて調書の記載に代えることができる。この場合において、当事者又は参加人は、審判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

の調書に準用する。

(証拠調べの調書の記載に代わる録音テープ等への記録)

第五十七条の六 審判書記官は、前条第一項の規定にかかわらず、審判長の許可があつたときは、証人等の陳述を録音テープ又はビデオテープ(これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。)に記録し、これをもつて調書の記載に代えることができる。この場合において、当事者又は参加人は、審判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

2
(略)

(光ディスクによる調査結果の報告)

第五十七条の七 調査結果に係る情報を記録した電磁的記録により特許法第一百五十一条において準用する民事訴訟法第八十六条第一項の嘱託に係る調査結果の報告をするときは、当該電磁的記録を記録した光ディスクを提出する方法により行うものとする。

(口頭審理の規定の準用)

第五十七条の八 第五十一条の二、第五十三条、第五十四条、第五十六条及び第五十六条の二の

2
(略)

(新設)

(口頭審理の規定の準用)

第五十七条の七 第五十一条の二、第五十三条、第五十四条及び第五十六条の規定は、証拠調べ

規定は、証拠調べについて準用する。

(宣誓)

第五十八条の五 (略)

2 (略)

3 第一項の宣誓は、審判長が、証人に対し、良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、証人がこれを述べることができないときは、審判長は、証人に宣誓書（良心に従つて真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。）に署名させ

について準用する。

(宣誓)

第五十八条の五 (略)

2 (略)

3 審判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、審判長は、審判書記官にこれを朗読させなければならない。

審判書記官にこれを朗読させなければならない。
い。

(削る)

4 | (略)

(書面による質問又は回答の朗読等)

第五十八条の十五 耳が聞こえない証人に書面で
質問したときは、又は口がきけない証人に書面
で答えさせたときは、審判長は、審判書記官に
質問又は回答を記載した書面を朗読させること
ができる。質問の内容を証人若しくは特許庁の

4 | 前項の宣誓書には、良心に従つて眞実を述べ
、何事も隠さず、また、何事も付け加えないこ
とを誓う旨を記載しなければならない。

5 | (略)

(書面による質問又は回答の朗読)

第五十八条の十五 耳が聞こえない証人に書面で
質問したときは、又は口がきけない証人に書面
で答えさせたときは、審判長は、審判書記官に
質問又は回答を記載した書面を朗読させること
ができる。

使用に係る電子計算機の映像面に表示し、これを示す方法で質問し、又は回答の内容を当該証人若しくは特許庁の使用に係る電子計算機に入力させる方法で回答させたときも、同様とする。

（映像等の送受信による通話の方法による尋問）

第五十八条の十六 特許法第百五十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百四条に規定する方法による尋問は、当事者及び参加人（同条第二号に掲げる場合にあつては、当事者及び参加人並びに証人）の意見を聴いて、証人を

（映像等の送受信による通話の方法による尋問）

第五十八条の十六 特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百四条第一号に掲げる場合における同条に規定する方法による尋問は、当事者及び参加人の意見を聴いて、審判長が当事者及び参加人を特許庁に出頭させ、証人を

次に掲げる要件を満たす場所であつて審判長が相当と認める場所に出頭させてする。

一 当事者本人若しくは参加人又はこれらの代理人の在席する場所でないこと。ただし、特許法第百五十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百四条第一号又は第三号に掲げる場合において、当該場所が一方の当事者及び参加人並びに他方の当事者及び参加人の双方の在席する場所であるとき又は当事者本人若しくは参加人若しくはこれらの代理人が当該場所に在席することにつき当事者及び参加人に異議がないときを除く。

当該尋問に必要な装置の設置された場所であつて審判長が相当と認める場所に出頭させてする。

(新設)

二 証人の陳述の内容に不当な影響を与えるお
それがあると審判長が認める者の在席する場
所でないこと。

2 特許法第一百五十一条において読み替えて準用
する民事訴訟法第二百四条第二号に掲げる場合
において、証人を特許庁に出頭させて前項の方
法による尋問をするときは、審判長、当事者及
び参加人が証人を尋問するために在席する場所
以外の場所にその証人を在席させるものとし
る。

(新設)

2 特許法第一百五十一条において準用する民事訴
訟法第二百四条第二号に掲げる場合における同
条に規定する方法による尋問は、当事者及び参
加人並びに証人の意見を聴いて、審判長が当事
者及び参加人を特許庁に出頭させ、証人を特許
庁又は当該尋問に必要な装置の設置された場所
であつて審判長が相当と認める場所に出頭させ
てする。この場合において、証人を特許庁に出
頭させるときは、審判長、当事者及び参加人が
証人を尋問するために在席する場所以外の場所

にその証人を在席させるものとする。

3 前二項の尋問をする場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の尋問の実施に必要な処置を行うため、電磁的方法を利用することができる。

4 第一項又は第二項の尋問をしたときは、その旨及び証人が出頭した場所を調書に記載しなければならぬ。

3 第一項の方法による尋問をする場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の尋問の実施に必要な情報を同項の証人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第六十条の四の五第二項において同じ。）の映像面に表示して閲覧させることができる。

4 第五十一条の二の規定は、第一項の方法による尋問をする場合について準用する。

(書面尋問)

第五十八条の十七 特許法第一百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八条第一項の規定により証人の尋問に代えて書面の提出をさせる場合には、審判官は、尋問の申出をした当事者又は参加人の相手方に対し、当該書面において回答を希望する事項を記載した書面を提出させることができる。

2 4 (略)

(鑑定人の宣誓の方式)

第六十条の三 鑑定人の宣誓は、審判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを

(書面尋問)

第五十八条の十七 特許法第一百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八条の規定により証人の尋問に代えて書面の提出をさせる場合には、審判官は、尋問の申出をした当事者又は参加人の相手方に対し、当該書面において回答を希望する事項を記載した書面を提出させることができる。

2 4 (略)

(鑑定人の宣誓の方式)

第六十条の三 宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければなら

誓う旨を述べさせる方式によりしななければならない。
ない。

2 前項の宣誓は、宣誓書（良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。

）に鑑定人が署名して審判長に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における審判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。

（鑑定人に更に意見を求める事項）

第六十条の四の二 特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百十五条第三項の申立

ない。

2 鑑定人の宣誓は、宣誓書を審判長に提出する方式によつてもさせることができる。この場合における審判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によつて行う。

（鑑定人に更に意見を求める事項）

第六十条の四の二 特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百十五条第二項の申立

てをするときは、同時に、鑑定人に更に意見を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2ゝ4 (略)

（映像等の送受信による通話の方法による陳述）

第六十条の四の五 特許法第一百五十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百十五条の三に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせるときは、当事者及び参加人の意見を聴い

てをするときは、同時に、鑑定人に更に意見を求める事項を記載した書面を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。

2ゝ4 (略)

（映像等の送受信による通話の方法による陳述）

第六十条の四の五 特許法第一百五十一条において準用する民事訴訟法第二百十五条の三に規定する方法によつて鑑定人に意見を述べさせるときは、当事者及び参加人の意見を聴いて、審判長

て、鑑定人を審判長が相当と認める場所に出頭させてこれをする。

2 前項の方法によつて鑑定人に意見を述べさせる場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法により、提出された文書の画像情報その他の手続の実施に必要な情報を同項の鑑定人の使用に係る電子計算機の映像面に表示して閲覧させることができる。

3 第五十一条の二の規定は、第一項の方法によつて鑑定人に意見を述べさせる場合について準

が当事者及び参加人を特許庁に出頭させ、鑑定人を当該手続に必要な装置の設置された場所であつて審判長が相当と認める場所に出頭させてこれをする。

2 前項の場合には、文書の写しを送信してこれを提示することその他の手続の実施に必要な処置を行うため、電磁的方法を利用することができる。

3 第一項の方法によつて鑑定人に意見を述べさせたときは、その旨及び鑑定人が出頭した場所

用する。

(鑑定人の発問等)

第六十条の五 (略)

2 | 審判長は、前項の場合において、相当と認めるときは、当事者及び参加人の意見を聴いて、

審判官及び審判書記官並びに一方の当事者及び参加人並びに他方の当事者及び参加人の双方が鑑定人との間で音声の送受信により同時に通話をすることができ、方法によつて、鑑定人に同項に規定する尋問の求め又は発問をさせることができる。

3 | 第五十一条の二の規定は、前項に規定する方

を調書に記載しなければならない。

(鑑定人の発問等)

第六十条の五 (略)

(新設)

(新設)

法によつて鑑定人に尋問の求め又は発問をさせる場合について準用する。

(異議)

第六十条の五の二 当事者又は参加人は、第六十条の四の三第一項、第三項ただし書及び第四項、第六十条の四の四第四項、前条第一項並びに第六十条の六において準用する第五十八条の九第一項の規定による審判長の審判に対し、異議を述べることができる。

2 (略)

(証人尋問の規定の準用)

(異議)

第六十条の五の二 当事者又は参加人は、第六十条の四の三第一項、第三項ただし書及び第四項、第六十条の四の四第四項、前条並びに第六十条の六において準用する第五十八条の九第一項の規定による審判長の審判に対し、異議を述べることができる。

2 (略)

(証人尋問の規定の準用)

第六十条の六 第五十八条の三の規定は鑑定人の呼出状について、第五十八条の四の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第五十八条の五第二項及び第四項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第五十八条の九、第五十八条の十一、第五十八条の十二、第五十八条の十四及び第五十八条の十五の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第五十八条の十七の規定は特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八条第一項の規定により鑑定人の意見の陳述に代えて書面の提出をさせる場合について、第五十八条の十八の規定は受命審判官

第六十条の六 第五十八条の三の規定は鑑定人の呼出状について、第五十八条の四の規定は鑑定人に期日に出頭することができない事由が生じた場合について、第五十八条の五第二項、第三項及び第五項の規定は鑑定人に宣誓をさせる場合について、第五十八条の九、第五十八条の十一、第五十八条の十二、第五十八条の十四及び第五十八条の十五の規定は鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合について、第五十八条の十七の規定は特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第二百七十八条の規定により鑑定人の意見の陳述に代えて書面の提出をさせる場合について、第五十八条の十八の規定は受命審判

が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

（録音データ等又は録音テープ等の反訳文書の書証の申出があつた場合の取扱い）

第六十一条の六 録音若しくは録画により作成された電磁的記録（以下この条及び第六十一条の十四において「録音データ等」という。）又は録音テープ若しくはビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下この款において「録音テープ等」という。）を反訳した文書を提出して書証の申出をした当事者又は参加人は、相手方が

官が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する。

（録音テープ等の反訳文書の書証の申出があつた場合の取扱い）

第六十一条の六 録音テープ等を反訳した文書を提出して書証の申出をした当事者又は参加人は、相手方がその録音テープ等の複製物の交付を求めたときは、相手方にこれを交付しなければならぬ。

その録音データ等の提供又は録音テープ等の複製物の交付を求めたときは、相手方にこれを提供し、又は交付しなければならない。

(文書に準ずる物件への準用)

第六十一条の九 第六十一条から前条までの規定は、特別の定めがある場合を除き、特許法第二百五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一条に規定する物件について準用する。

第五款の二 電磁的記録に記録された

情報の内容に係る証拠調

(文書に準ずる物件への準用)

第六十一条の九 第五十条及び第六十一条から前条までの規定は、特別の定めがある場合を除き、特許法第一百五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一条に規定する物件について準用する。

(新設)

〔電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに係る電磁的記録の提出の方法〕

第六十一条の十二 特許法第百五十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百三十一条の二第二項の電磁的記録の提出は、第五十条第一項に定めるところにより行うものとする。

〔電磁的記録提出命令等に係る電磁的記録の提出等の方法〕

第六十一条の十三 特許法第百五十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第二百三十一条

〔新設〕

〔新設〕

の三第二項の電磁的記録の提出及び送付は、当該電磁的記録を記録した光ディスクを提出し、又は送付する方法により行うものとする。

(書証の規定の準用)

第六十一条の十四 第六十一条、第六十一条の四、第六十一条の七、第六十一条の十及び第六十一条の十一の規定は、特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第百三十一条の二第一項の証拠調べについて、第六十一条の二第一項の規定は、特許法第百五十一条において準用する民事訴訟法第百三十一条の三第一項において読み替えて準用する同法第百二十三条第

(新設)

一項の命令の申立てについて、第六十一条の第二項の規定は、特許法第一百五十一条において準用する民事訴訟法第二百三十一条の三第一項において読み替えて準用する同法第二百二十二条第一項の規定による申出について準用する。

この場合において、第六十一条の四第二項中「文書の写し」とあるのは「電磁的記録の複製を記録した光ディスク」と、第六十一条の十中「写真又は録音テープ等」とあるのは「写真に係る情報を記録した電磁的記録又は録音データ等」と、第六十一条の十一の見出し及び同条第一項中「録音テープ等」とあるのは「録音データ等」と読み替えるものとする。

(映像等の送受信による方法による検証)

第六十二条の三 特許法第百五十一条において準

用する同法第百四十五条第七項に規定する方法

によつて検証をするときは、審判長は、検証の

目的の所在する場所を確認しなければならな

い。

2 前項の方法による検証をしたときは、その旨

及び同項の場所を調書に記載しなければならな

い。

(新設)

様式第十四、様式第十八、様式第三十二、様式第三十六の三、様式第五十五の二、様式第五十六、様式第五十七から様式第六十四の二まで、様式第六十五から様式第六十五の五の二まで、様式第六十五の七、

様式第六十五の八、様式第六十五の十から様式第六十五の十二まで、様式第六十五の十四、様式第六十五の十六、様式第六十五の十八、様式第六十五の二十、様式第六十五の二十二、様式第六十五の二十四、様式第六十五の二十六、様式第六十六及び様式第七十を次のように改める。

特 許
印 紙

手 続 補 正 書

（ 円）

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿
 （特許庁審判長 殿）
 （特許庁審査官 殿）

- 1 事件の表示
- 2 補正をする者
 （識別番号）
 住所（居所）
 氏名（名称）
- 3 代理人
 （識別番号）
 住所（居所）
 氏名（名称）
- 4 補正により増加する請求項の数
- 5 補正対象書類名
- 6 補正対象項目名
- 7 補正の内容

〔備考〕

- 1 出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をするときは、1請求項を増加するごとに、出願審査の請求をする者が手数料令第1条第2項の表第9号の下欄に掲げる1請求項につき納付すべき手数料の額の特許印紙をはり、その下に特許印紙の額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「7 補正の内容」欄の次に「8 予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「7 補正の内容」欄の次に「8 振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「補正をする者」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「7 補正の内容」の欄の次に「8 指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書による場合は、「7 補正の内容」の欄の次に「8 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 2 「補正対象書類名」の欄には、「審判請求書」、「特許異議申立書」、「訂正請求書」、「優先権主張書」（2以上の優先権主張書を提出しているときは、「令和〇〇年〇〇月〇〇日提出の優先権主張書」）のように補正する書類名を記載する。
- 3 「補正対象項目名」の欄には、「請求人」、「被請求人」、「優先権の主張」のように補正する個所を記載する。
- 4 「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が特許出願人、審判請求人、延長登録出願人、代表者、代理人又は特許異議申立人の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、片仮名で振り仮名を付ける。なお、「優先権主張書」の「【優先権の主張】」の欄に記載した事項を補正するときは、補正後の当該欄に係る事項の全て（補正を要しない優先権の主張に係る事項を含む。）を記載する。
- 5 第11条第2項の規定により2以上の補正を一の書面でするときは、「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」

- と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載して、当該補正に係る事件の表示(事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。
- 6 第11条第3項の規定により補正と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。
- イ 表題を「手続補正書及び登録名義人の表示更正登録申請書」とし、「補正をする者」の欄を「補正をする者及び申請人」とする。
 - ロ 「事件の表示」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に「(別紙)」と記載し、その次に「手続の補正に係る事件の表示」及び「表示更正登録申請に係る特許番号」の欄を設けて、当該補正に係る事件の表示及び申請に係る特許番号(事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。)を記載する。
 - ハ 「補正の内容」の欄を「補正の内容及び更正に係る表示」とし、「補正及び更正前の表示」及び「補正及び更正後の表示」の欄を設けて、補正及び更正に係る表示が氏名(名称)であるときはその氏名(名称)を、補正及び更正に係る表示が住所(居所)であるときはその住所(居所)をそれぞれ記載する。
 - ニ 「7 補正の内容及び更正に係る表示」の欄の次に「8 登録の目的」の欄を設けて、「登録名義人の表示更正」のように記載する。
 - ホ 登録免許税の納付に係る収入印紙は左上余白部分にはるものとし、その下に収入印紙の額を括弧をして記載する。ただし、登録免許税法第5条第4号又は第5号の規定により登録免許税が課されない登録の申請をするときは収入印紙は不要とし、「8 登録の目的」の欄の次に「9 非課税である旨の申出」の欄を設けて、「住居表示の実施による表示の更正の登録の申請」又は「行政区画の変更による表示の更正の登録の申請」のように記載する。
 - ヘ 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書類の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定による場合は当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定による場合は当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。
- 7 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「7 補正の内容」の欄の次に「8 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。
- 8 あて先は、特許庁審査官の命令による場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長の命令による場合はその命令を発した特許庁審判長、その他の場合は特許庁長官とする。
- 9 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び13から16まで並びに様式第5の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考11中「弁理士法施行令第7条第2号及び第12号の期間の延長の請求」とあるのは「弁理士法施行令第7条第13号の補正」と、備考13中「請求の内容」とあるのは「補正の内容」と読み替えるものとする。

様式第18（第12条関係）

【書類名】 出願人名義変更届

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【承継人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【承継人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】 権利の承継を証明する書面 1

【物件名】 （ ）

〔備考〕

- 1 特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、「【書類名】」を「出願人名義変更届（一般承継）」とする。この場合において、「【譲渡人】」の欄は設けるには及ばない。
- 2 特許法第34条第5項の規定により届出をするときは特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧して記載し、特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。備考17及び18に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。
- 3 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したとき（備考18に該当するときは除く。）は、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、承継人が法人であつて、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。

- 5 「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【承継人代理人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、承継人、譲渡人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。
- 6 承継人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、承継人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 7 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 8 承継人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考7に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 9 「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 10 承継人が特許を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【承継人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて第26条第1項各号の事項を記載する。
- 11 第27条第1項の規定により、届出人の権利について持分を記載するときは、「【承継人】」の次に「【持分】」の欄を設けて、「○/○」のように分数で記載する。この場合において、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては、「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「○○の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。
- 12 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【承継人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【承継人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【承継人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【承継人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 13 承継人について代理人の選任の届出を特許を受ける権利の承継の届出と同時にするときは、「【承継人代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 14 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。

- 15 譲渡人だけで届け出るときは、承継人の「【代表者】」（承継人が法人の場合に限る。）及び「【承継人代理人】」の欄は不要とし、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「譲渡人の手続である。」のように記載する。承継人だけで届け出るときは、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。

- 16 第27条第1項の規定により、特許法第73条第2項の定め又は民法第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する。

- 17 第12条第2項の規定により、2以上の特許を受ける権利の承継の届出をするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、
特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○

18 第12条第3項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領で記載する。

イ 「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書」とする（ホに該当するときを除く。）。

ロ 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】」及び「【移転登録申請に係る特許番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び申請に係る特許番号（事件の表示又は特許番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【特許出願人名義変更届に係る事件の表示】

特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○、
特願○○○○－○○○○○○○、特願○○○○－○○○○○○○

【移転登録申請に係る特許番号】

特許第○○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○○号、
特許第○○○○○○○○○号、特許第○○○○○○○○○号

ハ 「【事件の表示】」の欄の次に「【登録の目的】」の欄を設けて、「本特許権の移転」のように記載する。

ニ 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人（登録権利者）】」、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」及び「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」とする（ホに該当するときを除く。）。この場合において、承継人及び登録権利者だけで届出及び申請をするときは、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」を「【譲渡人及び登録義務者】」とし、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」の欄は設けるには及ばない。譲渡人及び登録義務者だけで届出及び申請をするときは、「【承継人及び申請人（登録権利者）】」を「【承継人及び登録権利者】」とし、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」の欄は設けるには及ばない。

ホ 相続その他の一般承継による届出及び申請をするときは、「【書類名】」を「特許出願人名義変更届及び移転登録申請書（一般承継）」とし、「【承継人】」及び「【承継人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人】」及び「【承継人及び申請人代理人】」とし、「【事件の表示】」の欄の次に「【被承継人の表示】」の欄を設け、その欄に「【住所（居所）】」及び「【氏名（名称）】」の欄を設けて、被承継人の住所（居所）及び氏名（名称）を記載し、その次に「【登録の目的】」の欄を設ける。この場合において、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。

へ 特許印紙及び収入印紙（登録免許税の納付に係るもの。）は別の用紙に区別してはるものとし、それぞれの印紙の上には、「手数料 円」、「登録免許税 円」のように、その印紙の合計額を記載する。

ト 特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に、「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る特許番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

19 第5条第1項に規定する「権利の継承を証明する書面」は、売買、贈与等によるときは「譲渡証書」等、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票」等、法人の合併又は分割によるときは「登記事項証明書」等とする。「譲渡証書」等には、譲渡人が記名し、印（本人確認できるものとする。この様式において同じ。）を押さなければならない。

20 第6条に規定する「許可、認可、同意若しくは承諾を証明する書面」又は第27条第1項に規定する「持分について証明する書面」には、その作成者が記名し、印を押さなければならない。

21 相続その他の一般承継による届出をする場合の「権利の承継を証明する書面」について、情報通信技術を活用し

た行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、登記事項証明書を添付することを要しないこととする場合において、【承継人】の欄に記載した法人以外の法人に係る「登記事項証明書」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表第4号下欄に掲げる措置を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地を提供するときは「〇〇株式会社、〇〇県・・・・」、商業登記法（昭和38年法律第125号）第7条に規定する会社法人等番号を提供するときは「商業登記法に規定する会社法人等番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」のように記載する。

22 法人の合併又は分割による特許を受ける権利の承継の届出をする場合において、被承継人と承継人との間に合併及び分割又は複数の分割の事実があるときは、当該届出に係る承継の事実を、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「令和〇〇年〇〇月〇〇日の会社分割による承継」のように記載する。

23 その他は、様式第2の備考1から5まで、10、12、16、17及び21から25まで、様式第4の備考1、2及び4並びに様式第9の備考9と同様とする。

様式第32（第26条関係）

【書類名】 信託事項変更届

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【届出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【変更の内容】

【変更に係る事項】

（【変更前の内容】）

【変更後の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】 信託事項の変更を証明する書面 1

〔備考〕

1 「【届出者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【届出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【届出者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

2 「【変更に係る事項】」の欄には、変更する信託事項（第26条第1項各号）を例えば次のように記載する。また、委託者と受益者が同一の者であるときはそれぞれ届出をする。

イ 相続その他の一般承継により委託者を変更するときは、「委託者」（委託者が2人以上あるときは「委託者〇〇〇〇」）

ロ 委託者の住所（居所）を変更するときは、「委託者の住所（居所）」（委託者が2人以上あるときは、「委託者〇〇〇〇の住所（居所）」）

ハ 委託者の氏名（名称）を変更するときは、「委託者の氏名（名称）」（委託者が2人以上あるときは、「委託者〇〇〇〇の氏名（名称）」）

ニ 信託の終了の理由を変更するときは、「信託の終了の理由」

3 「【変更前の内容】」の欄には、変更に係る事項が、住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の変更であるとき、又は委託者、受益者、信託管理人、受益者代理人の変更であるときに限り、変更前の内容を記載する。

4 「【変更後の内容】」の欄には、信託事項変更契約書等により変更した内容を記載する。変更に係る事項が住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の変更であるときは、変更後の内容を記載する。

5 「【提出物件の目録】」の欄の「【物件名】」には、変更に係る原因となる書面の書類名（信託事項変更契約書、登記事項証明書等）を記載し、当該届出書に添付する。ただし、変更に係る事項が住所若しくは居所又は氏名若しくは名称の変更であるときは、変更の事実を証明する書面を提出することを要しない。

6 変更に係る原因となる書面について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条の規定に基づき、

登記事項証明書を添付することを要しないこととする場合において、【届出者】の欄に記載した法人以外の法人に係る「登記事項証明書」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条の表第4号下欄に掲げる措置を行うときは、「【変更の内容】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地を提供するときは「委託者 ○○株式会社、○○県……」、商業登記法第7条に規定する会社法人等番号を提供するときは「委託者 商業登記法に規定する会社法人等番号○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」のように記載する。

- 7 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から18まで及び22から25まで並びに様式第4の備考1及び2と同様とする。

様式第 36 の 3 (第 27 条の 4 の 2、第 38 条の 14 関係)

【書類名】 回復理由書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【出願の表示】

【出願番号】

【特許出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【回復の理由】

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【提出物件の目録】

[備考]

- 1 「【回復の理由】」の欄には、特許法第 41 条第 1 項に規定する先の出願の日から 1 年以内又はパリ条約第 4 条 A(1)に規定する優先期間内に特許出願をしなかつたことが故意によるものでないことを表明するものとする。また、特許法第 41 条第 1 項に規定する先の出願の日から 1 年以内又はパリ条約第 4 条 A(1)に規定する優先期間内に特許出願をすることができなかつた理由について簡明に記載する。
- 2 第 27 条の 4 の 2 第 8 項 (同条第 9 項において準用する場合を含む。) 及び第 38 条の 14 第 7 項 (同条第 8 項において準用する場合を含む。) の規定により、2 以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【出願の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る出願の表示 (出願の表示の区切りには読点「、」を付すこと。) を記載する。

【別紙】

特願○○○○-○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○、

特願○○○○-○○○○○○、特願○○○○-○○○○○○

- 3 その他は、様式第 2 の備考 1 から 4 まで、10 から 14 まで、16 から 18 まで及び 21 から 26 まで、様式第 4 の備考 2、様式第 15 の 2 の備考 2、様式第 26 の備考 9 並びに様式第 31 の 9 の備考 1 及び 3 と同様とする。この場合において、様式第 31 の 9 の備考 1 中「備考 4 に該当する場合」とあるのは「備考 2 に該当する場合」と、備考 3 中「第 25 条の 7 第 8 項、第 31 条の 2 第 7 項、第 38 条の 2 第 5 項及び第 38 条の 6 の 2 第 6 項」とあるのは「第 27 条の 4 の 2 第 6 項 (同条第 9 項において準用する場合を含む。) 及び第 38 条の 14 第 5 項 (同条第 8 項において準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。



（ 円）

特許庁長官 殿

- 1 特許番号
- 2 特許出願の番号及び年月日
出願番号
出願日
- 3 出願審査の請求があつた年月日
- 4 延長を求める期間
- 5 延長登録出願人
(識別番号)
住所(居所)
氏名(名称)
(国籍・地域)
- 6 代理人
(識別番号)
住所(居所)
氏名(名称)
- 7 添付書類の目録
(延長を求める期間の算定の根拠を記載した書面 1通)
(通)

[備考]

- 1 余白は、少なくとも用紙の左に2cm、上に6cm、右及び下に各々3cmをとる。
- 2 「特許出願の番号及び年月日」の欄の「出願番号」には「特願○○○○－○○○○○○」、「出願日」には「令和何年何月何日」のように延長登録の出願があつた特許権に係る特許出願の番号及び年月日を記載する。
- 3 「氏名(名称)」の欄には、法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 4 「延長を求める期間」の欄には、「何年何月何日」のように記載する。
- 5 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 代理人」の欄の次に「7 国以外の全ての者の持分の割合」の欄を設けて、「○／○」のように記載する。
- 6 「(国籍・地域)」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「住所(居所)」の欄に記載した国・地域と同一であるときは「(国籍・地域)」の欄は設けるには及ばない。
- 7 第38条の14の4第2項の規定により特許法第67条の2第2項の書面の添付を省略するときは、「6 代理人」の欄の次に「7 延長を求める期間の算定の根拠」の欄を設けて、第38条の14の4第1項第3号から第8号までに掲げる事項を記載する。この場合において、「(延長を求める期間の算定の根拠を記載した書面 1通)」の欄を設けるには及ばない。
- 8 その他は、様式第3の備考1、3、4、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3並びに様式第10の備考6と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」の欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「6 代理人」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「6 代理人」の欄の次に「7 振替番号」と、「「請求人」の

欄」とあるのは「延長登録出願人」の欄」と、「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「6 代理人」の欄の次に「7 指定立替納付」と、「4 請求の内容」の欄の次に「5 納付番号」とあるのは「6 代理人」の欄の次に「7 納付番号」と読み替えるものとする。

様式第56（第38条の15関係）

特許
印紙

特許法第67条第4項の延長登録願

（令和 年 月 日）

（ 円）

特許庁長官 殿

- 1 特許番号
- 2 延長を求める期間
- 3 特許法第67条第4項の政令で定める処分を受けた日
- 4 延長登録出願人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
（国籍・地域）
- 5 代理人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
- 6 特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容
- 7 添付書類の目録
 - （1）延長の理由を記載した資料 1通
 - （2）（ 通）

〔備考〕

- 1 「延長を求める期間」の欄には、5年以下の期間を「何年何月何日」のように記載する。
- 2 「特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容」の欄には、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項に規定する医薬品に係る同項の承認」のように特許法第67条第4項の延長登録の理由となる処分、承認番号等の処分を特定する番号及び処分の対象となつた物（その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、その物及びその物について特定された用途）を記載する。
- 3 同時に2以上の特許法第67条第4項の延長登録の出願をするときは、その特許法第67条第4項の延長登録願に、「特許法第67条第4項の延長登録願(1)」、「特許法第67条第4項の延長登録願(2)」のように番号を付けて区別する。
- 4 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「7 国以外の全ての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。
- 5 特許法第67条の6第1項の規定による書面を提出しているときは、「7 特許法第67条の6第1項の規定による書面の提出日」の欄を設けて、当該書面の提出日を記載する。
- 6 その他は、様式第3の備考1、3、4、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6並びに様式第55の2の備考1、3及び6と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「6 特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「6 特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「7 振替番号」と、「「請求人」の欄」とあるのは「「延長登録出願人」の欄」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「6 特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「7 指定立替納付」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 納付番号」とあるのは「「6 特許法第67条第4項の政令で定める処分の内容」の欄の次に「7 納付番号」と読み替えるものとする。



判 定 請 求 書

（令和 年 月 日）

（ 円）

特許庁長官 殿

- 1 判定請求事件の表示
- 2 請求人
(識別番号)
住所（居所）
(電話番号)
氏名（名称）
(国籍・地域)
- 3 代理人
(識別番号)
住所（居所）
(電話番号)
氏名（名称）
- 4 被請求人
住所（居所）
氏名（名称）
- 5 請求の趣旨
- 6 請求の理由
- 7 証拠方法
- 8 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 9 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「判定請求事件の表示」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号判定請求事件」のように記載する。
- 2 「（電話番号）」の欄には、請求人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。
- 3 「証拠方法」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。
 - イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
 - ロ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
 - ハ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項
 - ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号
 - ホ 証拠方法が電磁的記録であるときは、立証事項及びその電磁的記録に付すべき符号
 - ヘ 証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示
- 4 「書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾」の欄には、特例法第10条第2項に規定された手続をする者の承諾をする場合には、その旨を記載する。また、承諾しない場合には、その旨及びその理由を記載する。
- 5 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6並びに様式第55の2の備考3及び6と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「7 証拠方法」の欄の次に「8 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「7 証拠方法」の欄の次に「8 振替番号」と

と、「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「7 証拠方法」の欄の次に「8 指定立替納付」と、「4 請求の内容」の欄の次に「5 納付番号」とあるのは「7 証拠方法」の欄の次に「8 納付番号」と、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

特許

印紙

裁 定 請 求 書

（令和 年 月 日）

（ 円）

経済産業大臣 殿
（特許庁長官 殿）

- 1 請求人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）
- 2 代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 被請求人
住所（居所）
氏名（名称）
- 4 協議の経過
- 5 請求の趣旨
- 6 請求の理由
- 7 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 8 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 あて先は、特許法第93条第2項の規定により裁定を請求する場合は経済産業大臣、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 「協議の経過」の欄には、通常実施権の許諾についての協議（例えば、裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第一百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。））の経過及びその結果を記載する。協議をすることができなかつたときは、その旨及びその理由を記載する。また、特許権についての通常実施権を設定すべき旨の裁定を請求する場合において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C第三十一条(b)の規定による条件があるときは、これを記載する。
- 3 「請求の趣旨」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号に係る特許権について、特許法第何条第何項の規定により、通常実施権を設定すべき旨の裁定を求める。」のように記載する。
- 4 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第55の2の備考3及び6並びに様式第57の備考2及び4と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 指定立替納付」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 納付番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 納付番号」と、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第59（第42条関係）

特 許

印 紙

裁定請求書（特許法第92条第4項の規定による裁定請求）

（令和 年 月 日）

（ 円）

特許庁長官 殿

- 1 請求人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）
- 2 代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 被請求人
住所（居所）
氏名（名称）
- 4 請求人の特許発明（登録実用新案・登録意匠）の表示
- 5 協議の経過
- 6 請求の趣旨
- 7 請求の理由
- 8 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 9 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「請求人の特許発明（登録実用新案・登録意匠）の表示」の欄には、被請求人が特許法第92条第3項の裁定を請求して通常実施権の許諾を求めている当該特許発明の特許番号（登録実用新案又は登録意匠にあつては、その登録番号）を記載する。
- 2 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第55の2の備考3及び6、様式第57の備考2及び4並びに様式第58の備考2及び3と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「7 請求の理由」の欄の次に「8 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「7 請求の理由」の欄の次に「8 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「7 請求の理由」の欄の次に「8 指定立替納付」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 納付番号」とあるのは「「7 請求の理由」の欄の次に「8 納付番号」と、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

特許
印紙

裁定取消請求書

（令和 年 月 日）

（ 円）

経済産業大臣 殿
（特許庁長官 殿）

- 1 請求人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）
- 2 代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 被請求人
住所（居所）
氏名（名称）
- 4 裁定の日付
- 5 請求の趣旨
- 6 請求の理由
- 7 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 8 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 あて先は、特許法第93条第3項において準用する同法第90条第1項の規定により裁定の取消しを請求する場合は経済産業大臣、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 「請求の趣旨」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号に係る特許権についての通常実施権を設定すべき旨の裁定の取消を求める。」のように記載する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第55の2の備考3及び6並びに様式第57の備考2及び4と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 指定立替納付」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 納付番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 納付番号」と、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

経済産業大臣 殿
（特許庁長官 殿）

- 1 事件の表示
- 2 被請求人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 被請求人の代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 請求人
住所（居所）
氏名（名称）
- 5 請求人の代理人
住所（居所）
氏名（名称）
- 6 答弁の趣旨
- 7 理由
- 8 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 あて先は、特許法第93条第3項において、又は同項において準用する同法第90条第2項において、それぞれ準用する同法第84条の答弁書にあつては経済産業大臣、その他の答弁書にあつては特許庁長官とする。
- 2 「事件の表示」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号裁定請求事件」、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号裁定取消請求事件」のように記載する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6並びに様式第57の備考2と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と、様式第57の備考2中「請求人又は代理人」とあるのは「被請求人又は被請求人の代理人」と読み替えるものとする。

経済産業大臣 殿
（特許庁長官 殿）

- 1 事件の表示
- 2 申出人
住所（居所）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称）

4 申出の内容

〔備考〕

- 1 あて先は、特許法第93条第2項の規定により提出する書類並びに同条第3項において準用する同法第84条（同法第93条第3項において準用する同法第90条第2項において準用する場合を含む。）、同法第84条の2（同法第93条第3項において準用する同法第90条第2項において準用する場合を含む。）及び同法第90条第1項の規定により提出する書類において営業秘密が記載された旨を申し出る場合は経済産業大臣、その他の場合は特許庁長官とする。
- 2 「事件の表示」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号裁定請求事件」、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号裁定取消請求事件」のように記載する。
- 3 「代理人」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、「代理人」の欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、なるべく、担当弁理士の「代理人」の欄の中に「電話番号」及び「連絡先」の欄を設け、「電話番号」の欄には電話番号を、「連絡先」の欄には「担当」と記載する。また、代理人が弁理士法人の場合にあつては、なるべく、「代理人」の欄の中に「電話番号」及び「連絡先」の欄を設け、「電話番号」の欄には電話番号を、「連絡先」の欄には「担当は〇〇〇〇」のように当該法人に所属する担当弁理士の名前を記載する。
- 4 「申出の内容」の欄には営業秘密が記載された書類名及び営業秘密が記載された箇所を除いた書類を添付した旨を記載する。ただし、営業秘密が記載された箇所が申出に係る書類の全部であるときは、その旨を記載する。この場合において、書類名には、「令和何年何月何日付裁定請求書に添付された甲第何号証」のように裁定事件とその書類に付された符号を書類名として記載する。
- 5 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16までと同様とする。

特許

特許異議申立書

（令和 年 月 日）

印紙

（ 円）

特許庁長官 殿

- 1 特許異議の申立てに係る特許の表示
特許番号
請求項の表示
- 2 特許異議申立人
(識別番号)
住所(居所)
(電話番号)
氏名(名称)
(国籍・地域)
- 3 代理人
(識別番号)
住所(居所)
(電話番号)
氏名(名称)
- 4 申立ての理由
- 5 意見書提出の希望の有無
- 6 証拠方法
- 7 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 8 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「特許異議の申立てに係る特許の表示」の欄の「請求項の表示」の欄には、「請求項1」、「請求項2」のように請求項に付した番号を記載する。ただし、すべての請求項について特許異議の申立てをするときは、「全請求項」と記載する。
- 2 特許異議の申立て前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「特許異議の申立てに係る特許の表示」の欄に「証拠〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇関連特許異議事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。
- 3 「氏名(名称)」の欄には、法人又は法人ではない社団等にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者(管理人)の定めのある社団(財団)」のように当該法人等の法的性質を記載する。
- 4 「意見書提出の希望の有無」の欄には、特許法第120条の5第5項の規定による意見書の提出を希望しない旨の申出をするか否かが明確に分かるように、「希望する」又は「希望しない」と記載する。
- 5 第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄の次に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄の次に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。
- 6 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2から4まで並びに様式第61の備考3と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「6 証拠方法」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「6 証拠方法」の欄の次に「7 振替番号」と、「「請求人」の欄」とあるのは「「特許異議申立人」の欄」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「6 証拠方法」の欄の次に「7 指定立替納付」と、「「4

請求の内容」の欄の次に「5 納付番号」とあるのは「6 証拠方法」の欄の次に「7 納付番号」と、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

意 見 書

(令和 年 月 日)

特許庁審判長 殿

- 1 異議番号
- 2 特許権者 (参加人)
住所 (居所)
(電話番号)
氏名 (名称)
(国籍・地域)
- 3 代理人
住所 (居所)
(電話番号)
氏名 (名称)
- 4 取消理由通知の日付
- 5 意見の内容
- 6 証拠方法
- 7 添付書類又は添付物件の目録

[備考]

- 1 「異議番号」の欄には、「異議〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように特許異議の番号を記載する。
- 2 特許法第 120 条の 5 第 6 項の意見書を提出するときは、「取消理由通知の日付」の欄を「訂正拒絶理由通知の日付」とする。
- 3 その他は、様式第 3 の備考 1 から 3 まで、7 から 11 まで及び 14 から 16 まで、様式第 5 の備考 3、様式第 57 の備考 2 及び 3、様式第 61 の備考 3 並びに様式第 61 の 2 の備考 5 と同様とする。この場合において、様式第 5 の備考 3 中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

特 許

印 紙

(円)

特許庁審判長 殿

訂 正 請 求 書

(令和 年 月 日)

- 1 異議番号
- 2 特許番号
- 3 訂正の請求に係る請求項の数
- 4 請求人
(識別番号)
住所(居所)
(電話番号)
氏名(名称)
(国籍・地域)
- 5 代理人
(識別番号)
住所(居所)
(電話番号)
氏名(名称)
- 6 請求の趣旨
- 7 請求の理由
- 8 添付書類又は添付物件の目録

[備考]

- 1 「請求の趣旨」の欄は、第 46 条の 2 第 1 項及び特許法第 120 条の 5 第 9 項（同法第 174 条第 1 項において準用する場合を含む。）において準用する同法第 131 条第 3 項に規定するところに従い、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを求める。」のように記載する。ただし、請求項ごとに請求をする場合にあつては、訂正の請求に係る請求項を訂正後の請求項に付した番号で特定することとし、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項〇、〇、〇～〇について訂正することを求める。」のように記載する。
- 2 「請求の理由」の欄は、第 46 条の 2 第 2 項及び特許法第 120 条の 5 第 9 項（同法第 174 条第 1 項において準用する場合を含む。）において準用する同法第 131 条第 3 項に規定するところに従い、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正事項」、「3. 訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ごとに請求をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に記載する。「3. 訂正の理由」の欄は、明細書又は図面の訂正をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。
- 3 第 27 条第 3 項の規定により国と国以外の者の共有に係る特許権であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「7 請求の理由」の欄の次に「8 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「〇/〇」のように記載する。
- 4 その他は、様式第 3 の備考 1 から 4 まで、7 から 11 まで及び 14 から 16 まで、様式第 5 の備考 3、様式第 10 の備考 6、様式第 55 の 2 の備考 6、様式第 57 の備考 2、様式第 61 の備考 3 並びに様式第 61 の 3 の備考 1 と同様とする。この場合において、様式第 3 の備考 4 中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「7 請求の理由」の欄の次に「8 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「7 請求の理由」の欄の次に「8 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「7 請求の理由」の欄の次に「8 指定立替納付」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 納付番号」とあるのは「「7 請求の理由」の欄の次に「8 納付番号」と、様式第 5 の備考 3 中「添付書類の

目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

特許庁審判長 殿

- 1 異議番号
- 2 特許異議申立人
住所 (居所)
(電話番号)
氏名 (名称)
- 3 代理人
住所 (居所)
(電話番号)
氏名 (名称)
- 4 意見の内容
- 5 証拠方法
- 6 添付書類又は添付物件の目録

[備考]

様式第 3 の備考 1 から 3 まで、7 から 11 まで及び 14 から 16 まで、様式第 5 の備考 3、様式第 57 の備考 2 及び 3、様式第 61 の備考 3 並びに様式第 61 の 3 の備考 1 と同様とする。この場合において、様式第 5 の備考 3 中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第 61 の 6 (第 46 条関係)

【書類名】 審判請求書

(【提出日】 令和 年 月 日)

【あて先】 特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【出願番号】

【審判の種別】

【請求項の数】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

(【電話番号】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

(【手数料の表示】)

(【予納台帳番号】)

(【納付金額】)

【請求の趣旨】

【請求の理由】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

[備考]

- 1 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上とり、1ページは29行以内とする。
- 2 「【審判事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○-○○○○○○」のように出願の番号を記載し、「【審判の種別】」には、「拒絶査定不服審判事件」のように記載する。
- 3 特許権の存続期間の延長登録の出願及び平成11年1月1日以降の出願について拒絶査定不服審判を請求する場合は「【請求項の数】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 「【審判請求人】」又は「【代理人】」の欄の「(【電話番号】)」の欄には、審判請求人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。
- 5 「(【国籍・地域】)」の欄は外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域(特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域)と同一であるときは、「(【国籍・地域】)」の欄は設けるには及ばない。
- 6 代理人が審判請求人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」(代理人が法人にあつては「【代表者】」)の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「審判請求人○○の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「審判請求人○○の代理人」と、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。
- 7 「【審判請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

(【電話番号】)

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

(【電話番号】)

- 8 代理人の選任の届出を審判請求と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 9 「【請求の理由】」の欄には、「1. 手続の経緯」、「2. 拒絶査定の要点」、「3. 立証の趣旨」、「4. 本願特許が登録されるべき理由」、「5. むすび」のように項目を設けて記載する。

- 10 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る審判であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて「○/○」のように全体の持分に対する国以外の者のすべての持分を記載する。

- 11 「【証拠方法】」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。

イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間

ロ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間

ハ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項

ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号

ホ 証拠方法が電磁的記録であるときは、立証事項及びその電磁的記録に付すべき符号

ヘ 証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示

- 12 その他は、様式第2の備考1、2、4、5、10から12まで、14、16から18まで及び21から25まで、様式第4の備考4、様式第9の備考9並びに様式第26の備考11と同様とする。

特 許

印 紙

審 判 請 求 書

(令和 年 月 日)

(円)

特許庁長官 殿

- 1 審判事件の表示
- 2 請求項の数
- 3 請求人
(識別番号)
住所 (居所)
(電話番号)
氏名 (名称)
(国籍・地域)
- 4 代理人
(識別番号)
住所 (居所)
(電話番号)
氏名 (名称)
- 5 被請求人
住所 (居所)
氏名 (名称)
- 6 請求の趣旨
- 7 請求の理由
- 8 証拠方法
- 9 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 10 添付書類又は添付物件の目録

[備考]

- 1 延長登録無効審判を請求するときは、「請求項の数」の欄には、記入するには及ばない。
- 2 訂正審判又は訂正審判若しくは特許異議の申立てに対する再審を請求するときは、「被請求人」の欄には、記入するには及ばない。
- 3 「審判事件の表示」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号特許無効審判事件」、「特許法第何条の規定による特許第〇〇〇〇〇〇〇号延長登録無効審判事件」、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号訂正審判事件」のように記載する。
- 4 特許無効審判又は訂正審判を請求するときは、この様式中「請求項の数」とあるのは「審判の請求に係る請求項の数」とする。
- 5 訂正審判を請求する場合にあつては、「請求の趣旨」の欄は、第46条の2第1項及び特許法第131条第3項に規定するところに従い、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを認める、との審決を求める。」のように記載する。ただし、訂正審判を請求項ごとに請求をする場合にあつては、審判の請求に係る請求項を訂正後の請求項に付した番号で特定することとし、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本件審判請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項〇、〇、〇～〇について訂正することを認める、との審決を求める。」のように記載する。
- 6 「請求の理由」の欄は、次の要領で記載する。
 - イ 特許無効審判を請求するときは、「1. 請求の理由の要約」、「2. 手続の経緯」、「3. 特許無効審判請求の根拠」、「4. 本件特許を無効にすべき理由」、「5. むすび」のように項目を設けて記載する。
 - ロ 延長登録無効審判を請求するときは、「1. 手続の経緯」、「2. 延長登録無効審判請求の概要」、「3. 本

件延長登録を無効にすべき理由」、「4. むすび」のように項目を設けて記載する。

- ハ 訂正審判を請求するときは、第46条の2第2項及び特許法第131条第3項に規定するところに従い、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正事項」、「3. 訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ごとに請求をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に記載する。「3. 訂正の理由」の欄は、明細書又は図面の訂正をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。
- 7 審判請求前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「審判事件の表示」の欄に「証拠○○○○-○○○○○○○関連審判事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。
- 8 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る審判であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「8 証拠方法」の欄の次に「9 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。
- 9 その他は、様式第3の備考1から4まで、7、9から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2から4まで、様式第61の備考3並びに様式第61の2の備考3及び5と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「8 証拠方法」の欄の次に「9 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「8 証拠方法」の欄の次に「9 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「8 証拠方法」の欄の次に「9 指定立替納付」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 納付番号」とあるのは「「8 証拠方法」の欄の次に「9 納付番号」と、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 被請求人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 被請求人の代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 請求人
住所（居所）
氏名（名称）
- 5 請求人の代理人
住所（居所）
氏名（名称）
- 6 答弁の趣旨
- 7 理由
- 8 証拠方法
- 9 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「審判の番号」の欄には、「無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載する。
- 2 「答弁の趣旨」の欄には、審判の請求の趣旨又は弁駁の趣旨に対する答弁の趣旨を記載する。ただし、当該答弁の趣旨が、既に提出された答弁書に記載されている事項と同一の内容のものである場合には、「答弁の趣旨」の欄は設けるには及ばない。
- 3 「理由」の欄には、請求人の主張に対する反論を具体的に記載する。
- 4 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2及び3並びに様式第61の備考3と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と、様式第57の備考2中「請求人又は代理人」とあるのは「被請求人又は被請求人の代理人」と読み替えるものとする。

特許

印紙

訂正請求書

（令和 年 月 日）

（ 円）

特許庁審判長 殿

- 1 事件の表示
- 2 訂正の請求に係る請求項の数
- 3 請求人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）
- 4 代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 5 請求の趣旨
- 6 請求の理由
- 7 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「事件の表示」の欄には、「無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように、特許無効審判の番号を記載し、その下に括弧をして「特許第〇〇〇〇〇〇〇号特許無効審判事件」のように審判事件の表示を記載する。
- 2 「請求の趣旨」の欄は、第46条の2第1項及び特許法第134条の2第9項において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり訂正することを求める。」のように記載する。ただし、請求項ごとに請求をする場合にあつては、訂正の請求に係る請求項を訂正後の請求項に付した番号で特定することとし、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号の明細書、特許請求の範囲（及び図面）を本訂正請求書に添付した訂正明細書、特許請求の範囲（及び図面）のとおり、訂正後の請求項〇、〇、〇～〇について訂正することを求める。」のように記載する。
- 3 「請求の理由」の欄は、第46条の2第2項及び特許法第134条の2第9項において準用する同法第131条第3項に規定するところに従い、「1. 設定登録の経緯」、「2. 訂正事項」、「3. 訂正の理由」のように項目を設けて記載し、請求項ごとに請求をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に記載する。「3. 訂正の理由」の欄は、明細書又は図面の訂正をする場合にあつては、請求項ごと（一群の請求項ごとに請求をする場合にあつては、当該請求項を含む一群の請求項ごと）に、明細書又は図面の訂正との関係を記載する。
- 4 第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る審判であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「6 請求の理由」の欄の次に「7 国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「〇／〇」のように記載する。
- 5 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2並びに様式第61の備考3と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「「6 請求の理由」の欄の次に「7 振替番号」と、「「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「「6 請

求の理由」の欄の次に「7 指定立替納付」と、「4 請求の内容」の欄の次に「5 納付番号」とあるのは「6 請求の理由」の欄の次に「7 納付番号」と、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 訂正拒絶理由通知の日付
- 5 意見の内容
- 6 証拠方法
- 7 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「審判の番号」の欄には、「無効○○○○－○○○○」のように審判の番号を記載する。
- 2 特許法第134条の2第5項の規定による意見の申立てをする場合であつて、訂正の請求をした者がするときは、「2 請求人（被請求人、参加人）」の欄を「2 被請求人」と、特許無効審判の請求人がするときは、「2 請求人（被請求人、参加人）」の欄を「2 請求人」とする。
- 3 特許法第153条第2項の規定による意見の申立てをするときは、「訂正拒絶理由通知の日付」の欄を「無効理由通知の日付」と、同法第150条第5項の規定による意見の申立てをするときは、「訂正拒絶理由通知の日付」の欄を「証拠調べ通知の日付」又は「証拠保全通知の日付」とする。
- 4 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2及び3並びに様式第61の備考3と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 請求人の代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 被請求人
住所（居所）
氏名（名称）
- 5 被請求人の代理人
住所（居所）
氏名（名称）
- 6 弁駁の趣旨
- 7 理由
- 8 証拠方法
- 9 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「弁駁の趣旨」の欄には、答弁書等の趣旨に対する反論の趣旨を記載する。ただし、当該反論の趣旨が、既に提出された審判の請求書又は弁駁書に記載されている事項と同一の内容のものである場合には、「弁駁の趣旨」の欄は設けるには及ばない。
- 2 「理由」の欄には、被請求人の主張に対する反論を具体的に記載する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2及び3、様式第61の備考3並びに様式第63の3の備考1と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 被請求人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 同意回答書提出期間の通知書の日付
- 5 回答の趣旨
- 6 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「回答の趣旨」の欄には、同意回答書提出期間の通知書において示されている請求の理由の要旨を変更する補正について同意するか否かが明確にわかるように記載する。（例えば、同意する場合は「同意する。」、又は同意しない場合は「同意しない。」と記載する。）
- 2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の備考3並びに様式第63の3の備考1と同様とする。この場合において、様式第57の備考2中「請求人」とあるのは「被請求人」と読み替えるものとする。

特許庁審判長 殿

- 1 事件の表示
- 2 被請求人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 判決の送達日
- 5 申立ての趣旨
- 6 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「判決の送達日」の欄には、「令和〇〇年行〇第〇〇号の判決の送達日 令和何年何月何日」のように記載する。
- 2 「申立ての趣旨」の欄には、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号に係る特許権について、特許法第134条の3の規定により訂正の請求を申し立てる。」のように記載する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の備考3並びに様式第63の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と、様式第57の備考2中「請求人」とあるのは「被請求人」と読み替えるものとする。

除斥（忌避）申立書

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿

- 1 審判事件の表示
- 2 申立人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 申立の趣旨
- 5 申立の理由
- 6 疎明方法
- 7 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「審判事件の表示」の欄には、「無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇における審判官（審判書記官）除斥（忌避）申立事件」のように記載する。
- 2 「申立の趣旨」の欄には、「無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇事件における審判官（審判書記官）〇〇は、審判の職務の執行から除斥するとの決定を求める。」、「無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇事件における審判官（審判書記官）〇〇に対する忌避は、理由あるものとの決定を求める。」のように記載する。
- 3 「疎明方法」の欄には、除斥（忌避）の理由を裏付けるに必要な疎明を記載する。
- 4 「（識別番号）」は、拒絶査定不服審判事件（特許出願についてするものに限る。）について審判官（審判書記官）除斥（忌避）の申立てをする場合に限り記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。
- 5 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の備考3並びに様式第61の2の備考5と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

審理の方式の申立書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 申立の内容
- 5 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「審判の番号」の欄には、「無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていない場合には、「1 審判の番号」を「1 審判事件の表示」とし、「特許第〇〇〇〇〇〇〇号特許無効審判事件」のように記載する。
- 2 「申立の内容」の欄には、審理の方式の申立の理由を記載する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2並びに様式第61の備考3と同様とする。

特許
印紙

参加申請書

（令和 年 月 日）

（ 円）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 参加申請人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）
- 3 代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 請求人の氏名（名称）
- 5 被請求人の氏名（名称）
- 6 参加の態様
- 7 利害関係
- 8 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 9 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「参加の態様」の欄には、「特許法第119条第1項の規定により参加」又は「特許法第148条第何項の規定により請求人（被請求人）側に参加」のように記載する。
- 2 「利害関係」の欄には、特許法第119条第1項又は特許法第148条第3項の規定により参加を申請する場合に限り、当該特許異議申立事件又は審判事件に対し参加申請人が有する利害関係を詳細に記載する。
- 3 その他は、様式第3の備考1から4まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2及び4、様式第61の備考3、様式第61の2の備考3並びに様式第63の3の備考1と同様とする。この場合において、様式第3の備考4中「4 請求の内容」欄の次に「5 予納台帳番号」とあるのは「7 利害関係」の欄の次に「8 予納台帳番号」と、「4 請求の内容」欄の次に「5 振替番号」とあるのは「7 利害関係」の欄の次に「8 振替番号」と、「請求人」の欄とあるのは「参加申請人」の欄と、「4 請求の内容」の欄の次に「5 指定立替納付」とあるのは「7 利害関係」の欄の次に「8 指定立替納付」と、「4 請求の内容」の欄の次に「5 納付番号」とあるのは「7 利害関係」の欄の次に「8 納付番号」と読み替えるものとする。

様式第65の2（第50条関係）

【書類名】 証拠説明書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁審判長 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【証拠の説明】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 「【証拠の説明】」の欄には、「号証」、「標目」、「証拠方法の種類」、「原本・写しの別」、「作成年月日」、「作成者」、「立証の趣旨」の項目を設け、表等の形式を用いて記載する。「号証」の項目には、審判事件においてその文書又は電磁的記録に付された符号及び番号を記載する。ただし、証拠方法が電磁的記録である場合には、原本・写しの別を記載するには及ばない。
- 2 その他は、様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の6の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。

証 拠 説 明 書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 証拠の説明
- 5 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「証拠の説明」の欄には、「号証」、「標目」、「証拠方法の種類」、「原本・写しの別」、「作成年月日」、「作成者」、「立証の趣旨」の項目を設け、表等の形式を用いて記載する。「号証」の項目には、審判事件においてその文書又は電磁的記録に付された符号及び番号を記載する。ただし、証拠方法が電磁的記録である場合には、原本・写しの別を記載するには及ばない。
- 2 その他は、様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の備考3並びに様式第64の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第65の4（第50条の2の2関係）

【書類名】 請求取下書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【提出物件の目録】

〔備考〕

様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考1及び4、様式第61の6の備考1、4、6及び7並びに様式第64の3の備考1と同様とする。

請 求 取 下 書

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

- 1 審判の番号
- 2 審判請求人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の備考3並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

訂 正 請 求 取 下 書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 事件の表示
- 2 訂正請求人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第10の備考6、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2、様式第61の備考3並びに様式第63の2の備考1と同様とする。

審 理 再 開 申 立 書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 申立の理由
- 5 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の備考3並びに様式第63の3の備考1と同様とする。

営業秘密に関する申出書

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

- 1 審判の番号
- 2 申出人
住所（居所）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
氏名（名称）

4 申出の内容

〔備考〕

- 1 「申出の内容」の欄には営業秘密が記載された書類名及び営業秘密が記載された箇所を除いた書類を添付した旨を記載する。ただし、営業秘密が記載された箇所が申出に係る書類の全部であるときは、その旨を記載する。この場合において、書類名には、「令和何年何月何日付審判請求書に添付された甲第何号証」のように審判事件とその書類に付された符号を書類名として記載する。
- 2 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16まで、様式第61の備考3並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 陳述の要領
- 5 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の備考3並びに様式第63の3の備考1と同様とする。

様式第65の11（第57条の3関係）

【書類名】 証拠申出書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁審判長 殿

【審判事件の表示】

【審判番号】

【出願番号】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

【証拠方法】

【提出物件の目録】

〔備考〕

様式第2の備考1、2、4、10から14まで、16から18まで及び22から25まで、様式第4の備考4、様式第61の6の備考1、4、6、7及び11並びに様式第64の3の備考1と同様とする。

証 拠 申 出 書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 証拠方法
- 5 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2及び3、様式第61の備考3並びに様式第64の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

証 人 尋 問 申 出 書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 証人の表示
- 5 尋問に要する見込み時間
- 6 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の備考3並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

尋 問 事 項 書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 証人
- 5 尋問事項
- 6 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の備考3並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 回答希望事項
- 5 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の備考3並びに様式第64の2の備考1と同様とする。

鑑 定 の 申 出 書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 鑑定事項
- 5 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の備考3並びに様式第64の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

鑑 定 事 項 書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 鑑定を求める事項
- 5 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の備考3並びに様式第64の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 録音テープ等の内容の説明
- 5 添付書類の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の備考3並びに様式第63の3の備考1と同様とする。

検 証 申 出 書

（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 審判の番号
- 2 請求人（被請求人、参加人）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 検証の目的
- 5 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

様式第3の備考1から3まで、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第57の備考2、様式第61の備考3並びに様式第64の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

証 拠 保 全 申 立 書

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿
（特許庁審判長 殿）

- 1 事件の表示
- 2 申立人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 相手方
住所（居所）
氏名（名称）
- 5 証明すべき事実
- 6 証拠
- 7 証拠保全の事由
- 8 疎明方法
- 9 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「事件の表示」の欄には、審判請求前にあつては「特許第〇〇〇〇〇〇〇号に関する証拠保全申立事件」、審判請求後にあつては「無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇に関する証拠保全申立事件」のように記載する。
- 2 「証明すべき事実」の欄には、申立人の主張を裏付ける事実を記載する。
- 3 「証拠保全の事由」の欄には、速やかに証拠調べを行わなければならない事情を記載する。
- 4 「疎明方法」の欄には、証拠保全の事由を裏付けるに必要な疎明を記載する。
- 5 その他は、様式第3の備考1から3まで、5、7から11まで及び14から16まで、様式第5の備考3、様式第55の2の備考6、様式第57の備考2、様式第61の備考3並びに様式第61の2の備考3と同様とする。この場合において、様式第5の備考3中「添付書類の目録」とあるのは「添付書類又は添付物件の目録」と読み替えるものとする。

様式第70（第69条関係）

【書類名】 特許料納付書
（【提出日】 令和 年 月 日）
【あて先】 特許庁長官 殿
【特許番号】
【請求項の数】
【特許権者】
【氏名又は名称】
【納付者】
【識別番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【納付年分】 第 年分

（ 円）

ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

- 1 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。
- 2 特許法第112条の2第1項の規定により特許料及び割増特許料を追納するときは、「【納付年分】」（備考3に該当する場合にあつては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第112条の2第1項の規定による特許料及び割増特許料の追納」と記載する。
- 3 第69条第2項の規定による共有に係る権利であつて、国以外の各共有者ごとに特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において「合算して得た額」という。）を納付するときは、国を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る権利にあつては「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法施行令第9条第○号○に掲げる要件に該当する者である。（○○○○ 持分○/○）」又は「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。（○○○○ 持分○/○）」のように減免を受ける旨、特許権者の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載するとともに、「【特許料等に関する特記事項】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許料の納付の割合 ○/○」のように合算して得た額と特許法第107条第1項に規定する特許料の金額の割合を記載する。
- 4 第69条第4項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、「【納付年分】」（備考2に該当する場合にあつては「【特許料等に関する特記事項】」、備考3に該当する場合にあつては「【持分の割合】」）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、納付することができなかつた理由について具体的に記載する。
- 5 特許印紙をはるときは、その上にその額を括弧をして記載する。特許法第107条第5項ただし書又は同法第107条第5項ただし書及び第112条第3項ただし書の規定により、現金により特許料を納付した場合（同法第8条第1項に規定する在外者（以下「在外納付者」という。）が現金により特許料を納付した場合を除く。）であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料の表示】」及び「【納付番号】」の欄を設けて、「【納付番号】」の欄に納付番号を記載する。また、同法第107条第5項ただし書又は同法第107条第5項ただし書及び第112条第3項ただし書の規定により、在外納付者が現金により特許料を納付した場合には、現金手続省令第5条第4項の規定により特許料を同項に規定する口座に払い込んだことを証明する書面を別の用紙にはるものとする。
- 6 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から12まで、14及び22から25まで、様式第26の備考9並びに様式第69の備考2、3、7及び8と同様とする。この場合において、様式第26の備考9中「【特許出願人】」とあるのは「【納付者】」と、「特許出願人」とあるのは「納付者」と、様式第69の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【特許権者】」と、備考7中「備考6」とあるのは「備考3」と、備考8中「【特許出願人】」とあるのは「【特

許権者】」と、「特許出願人」とあるのは「特許権者」と、「記載する（備考4により「【その他】」の欄に名称変更届等を提出する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

(意匠法施行規則の一部改正)

第二条 意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第九条の二 意匠法第四十二条第一項の規定による第一年分の登録料の納付について登録料を納付しようとする者(登録料を納付しようとする者が意匠登録出願人(その者の代理人を含む。))と同一の者である場合に限る。)が同項の規定による第一年分の登録料の納付と同時に同法</p>	<p>第九条の二 意匠法第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付について登録料を納付しようとする者(登録料を納付しようとする者が意匠登録出願人(その者の代理人を含む。))と同一の者である場合に限る。)が同号の規定による第一年分の登録料の納付と同時</p>

第十四条第一項の規定による請求をしようとする場合は、当該登録料納付書に必要な事項を記載して同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面の提出を省略することができる。

(意見書の様式等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 特許法施行規則第五十条第二項及び第三項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁および相手方の数(特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数)」

に同法第十四条第一項の規定による請求をしようとする場合は、当該登録料納付書に必要な事項を記載して同条第二項各号に掲げる事項を記載した書面の提出を省略することができる。

(意見書の様式等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 特許法施行規則第五十条第二項及び第四項の規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁および相手方の数(特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数)」

に依じて提出しなければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」と読み替えるものとする。

(手続補正書の様式等)

第十五条 手続の補正のうち、様式第一若しくは様式第二、様式第三から様式第十二まで、様式第十四若しくは第二条第五項に規定する別に定める様式、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同令第八条第二項に規定する様式第四、同令第九条の二第一項に規定する様式第九、同令第十二項に規定する様式第十一、同令第十一条

に依じて提出しなければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」と読み替えるものとする。

(手続補正書の様式等)

第十五条 手続の補正のうち、様式第一若しくは様式第二、様式第三から様式第十二まで、様式第十四若しくは第二条第五項に規定する別に定める様式、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同規則第十二項に規定する様式第十一、同規則第

の五第一項に規定する様式第十六、同令第十二
条第一項に規定する様式第十八若しくは同令第
十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十
二、第二条の二第十二項及び第十九条第三項に
おいて準用する特許法施行規則第二十七条の三
の三第一項に規定する様式第三十六、同令第二
十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六
の三、第十九条第三項において準用する特許法
施行規則第二十八条の二に規定する様式第三十
八若しくは同令第二十八条の三に規定する様式
第四十又は第十九条第八項において準用する特
許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する
様式第六十四の三、同令第五十条第六項に規定

十一条の五第一項に規定する様式第十六、同規
則第十二条第一項に規定する様式第十八若しく
は同規則第十四条第一項及び第二項に規定する
様式第二十二、第二条の二第十二項及び第十九
条第三項において準用する特許法施行規則第二
十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六
、同規則第二十七条の四の二第四項に規定する
様式第三十六の三、第十九条第三項において準
用する特許法施行規則第二十八条の二に規定す
る様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三
に規定する様式第四十又は第十九条第八項にお
いて準用する特許法施行規則第四十八条の三第
二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五

する様式第六十五の二、同令第五十条の二の二に規定する様式第六十五の四、同令第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同令第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同令第五十七条の三に規定する様式第六十五の十一、同令第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同令第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同令第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同令第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同令第六項に規定する様式第六十五の二十一、同令第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同令第六十二条第二項に

同令第六十五の二、同規第五項に規定する様式第六十五の二、同規第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の

規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四により、様式第二の二により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四の二により、それ以外の手続の補正は様式第十五によりしななければならない。

2・3 (略)

4 補正による手数料の納付（様式第二から様式第五まで、様式第十二、第二条第五項に規定する別に定める様式、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定

二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四により、様式第二の二により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正は様式第十四の二により、それ以外の手続の補正は様式第十五によりしななければならない。

2・3 (略)

4 補正による手数料の納付（様式第二から様式第五まで、様式第十二、第二条第五項に規定する別に定める様式、第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定

する様式第二、同令第十二条第一項に規定する様式第十八及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六の三により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る手数料に係るものを除く。）は、様式第十六によりしななければならない。

（特許法施行規則の準用）

第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十号及び第十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第九条第二項及び第三項、第十一条から

する様式第二、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六の三により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る手数料に係るものを除く。）は、様式第十六によりしななければならない。

（特許法施行規則の準用）

第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第五号、第九号から第十号及び第十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第九条第二項及び第三項、第十一条から

第十一条の二の三まで、第十三条第二項、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条を除く。）の規定は、意匠登録出願、国際登録出願（同令第一条第一項及び第二項の規定に限る。）請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同令第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の二第五項中「特許権の存続期間の延長登録の出願、特許異議の申立て又は審判、再審若しくは判定の請求」とあるのは「審判、再審又は判定の請求」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一

第十一条の二の三まで、第十三条第二項、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条を除く。）の規定は、意匠登録出願、国際登録出願（同規則第一条第一項及び第二項の規定に限る。）請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の二第五項中「特許権の存続期間の延長登録の出願、特許異議の申立て又は審判、再審若しくは判定の請求」とあるのは「審判、再審又は判定の請求」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四

項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三
意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一
項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一
項において準用する場合を含む。）において準
用する場合を含む。）の規定による意匠登録出
願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を
除く。）」と、「十二 審判の請求（拒絶査定
不服審判を除く。）」とあるのは「十二 審判
の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不
服審判を除く。）」と、第四条の三第三項中「
五 特許法第九十五条第十一項の規定による
過誤納の手数料の返還請求」とあるのは「五

条第一項の規定による特許出願（もとの特許出
願の代理人による場合を除く。）」とあるのは
「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の
三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七
条第一項において準用する場合を含む。）にお
いて準用する場合を含む。）の規定による意匠
登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による
場合を除く。）」と、「十二 審判の請求（拒
絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「十二
 審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下
決定不服審判を除く。）」と、第四条の三第三
項中「五 特許法第九十五条第十一項の規定
による過誤納の手数料の返還請求」とあるのは

意匠法第六十条の二十二第一項の規定による同
二 意匠法第六十七条第七項の規定による過誤

法第六十条の二十一第一項に規定する個別指定
納の手数料の返還請求

手数料の返還請求
と、第八条第二項、第九条

の二第一項及び第二項並びに第十一条の五第一
項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査
定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と
、第十条第一項中「特許法第三十条第三項」と
あるのは「意匠法第四条第三項」と、「特許
法施行令第十一条、特許法等関係手数料令（昭

「五 意匠法第六十条の二十二第一項の規定に
五の二 意匠法第六十七条第七項の規定によ

よる同法第六十条の二十一第一項に規定する個
る過誤納の手数料の返還請求

別指定手数料の返還請求
と、第八条第二項、

第九条の二第一項及び第二項並びに第十一条の
五第一項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「
拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審
判」と、第十条第一項中「特許法第三十条第三
項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「
、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料

和三十五年政令第二十号)第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文(同条第九項において準用する場合を含む。)、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文(同条第八項において準

令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文(同条第九項において準用する場合を含む。)、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文(同条第八項にお

用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「又は意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第九項において準用する場合に限る。）、第十八条第二項前段若しくは第十八条の六第二項本文」と、同条第二項中「特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの省令

いて準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「又は意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第九項において準用する場合に限る。）、第十八条第二項前段若しくは第十八条の六第二項本文」と、同条第二項中「特許法第三十条第三項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「特許法施行令第十条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこ

第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七条本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若し

の省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七条本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本

くは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文
」とあるのは「又は意匠法施行規則第二条の二
第十二項及び第十九条第三項において準用する
特許法施行規則第二十七条の四の二第五項若し
くは第七項本文（第二条の二第十二項及び第十
九条第三項において準用する特許法施行規則第
二十七条の四の二第九項において準用する場合
に限る。）、「第十八条第二項前段若しくは第十
八条の六第二項若しくは第四項」と、第十一条
の三第一号中「特許出願の番号」とあるのは、
「意匠登録出願の番号又は意匠法施行規則第二
条の二第三項に規定する複数意匠一括出願手続
の番号」と、第十一条の四中「様式第二、様式

文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五
項本文」とあるのは「又は意匠法施行規則第二
条の二第十二項及び第十九条第三項において準
用する特許法施行規則第二十七条の四の二第五
項若しくは第七項本文（第二条の二第十二項及
び第十九条第三項において準用する特許法施行
規則第二十七条の四の二第九項において準用す
る場合に限る。）、「第十八条第二項前段若しく
は第十八条の六第二項若しくは第四項」と、第
十一条の三第一号中「特許出願の番号」とある
のは、「意匠登録出願の番号又は意匠法施行規
則第二条の二第三項に規定する複数意匠一括出
願手続の番号」と、第十一条の四中「様式第二

第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十六の三、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七

、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十六の三、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五

、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同令第八条第二項に規定する様式第四、同令第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同令第十一条の五に規定する様式第十六、同令第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同令第十四条第一項及び第二項に規定する様

の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四若しくは様式第十九の二、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第

式第二十二、意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同令第二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六の三、意匠法施行規則第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同令第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同令第五十条第六項に規定する様式第六十五の二、同令第五十条の二の二に規定する様式第六十五の四、同令第

二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十七条の四の二第四項に規定する様式第三十六の三、意匠法施行規則第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式

五十条の三に規定する様式第六十五の六、同令第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同令第五十七条の三に規定する様式第六十五の十一、同令第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同令第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同令第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同令第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同令第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同令第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同令第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判

第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の

「とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と、様式第二の備考11中「ただし、識別番号を記載したときは、**【住所又は居所】**」の欄は設けるには及ばない。」よるが「意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の名義人にあつては、**【住所又は居所】**」の次に「**【住所又は居所原語表記】**」の欄を設けて、意匠法第60条の6第3項の規定による国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字を記載する。ただし、

二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と、様式第二の備考11中「ただし、識別番号を記載したときは、**【住所又は居所】**」の欄は設けるには及ばない。」よるが「意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の名義人にあつては、**【住所又は居所】**」の次に「**【住所又は居所原語表記】**」の欄を設けて、意匠法第60条の6第3項の規定による国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に

識別番号を記載したときは、「【住所又は居所
】」及び「【住所又は居所原語表記】」の欄は
設けるには及ばない。」^㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟
「代表者の氏名を記載する。」^㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴
「代表者の氏名を記載する。国際登録の名義人にあ
つては、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名
又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録
簿に記載された文字と同一の文字を記載する（
法人にあつては、「【氏名又は名称原語表記】
」の次に「【代表者】」の欄を設ける。）。」
^㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ 「国際特許出願につ
いて、出願番号が通知されていないときは、「
【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」と

記載された文字と同一の文字を記載する。ただ
し、識別番号を記載したときは、「【住所又は
居所】」及び「【住所又は居所原語表記】」の
欄は設けるには及ばない。」^㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟
^㉞ ㉟ 「代表者の氏名を記載する。」^㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴
「代表者の氏名を記載する。国際登録の名義人
にあつては、「【氏名又は名称】」の次に「【
氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際
登録簿に記載された文字と同一の文字を記載す
る（法人にあつては、「【氏名又は名称原語表
記】」の次に「【代表者】」の欄を設ける。）
。」^㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ 「国際特許出願
について、出願番号が通知されていないときは

し、「PCT/○○○○/○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。」よるが「意匠法第60条の6第3項に規定する国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「一」のようにハイフンを記載し、「【代理人】」又は「【受任した代理人】」の欄の次に「【その他】」の

、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○/○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載する。」よるが「意匠法第60条の6第3項に規定する国際意匠登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の意匠登録願」のように意匠法第60条の6第1項に規定する国際登録の日の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、「一」のようにハイフンを記載し、「【代理人】」又は「

欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○○○
○、意匠番号○○○」のように国際登録の番号
と意匠の番号を記載する。」イ 意匠登録三十大
の趣旨一十「1970年6月19日にワシントンで作
成された特許協力条約に基づく規則4.10の規定
による優先権の主張の基礎とされた出願をした
国の国名（国際特許出願にあつては広域特許を
与える任務を有する当局若しくは受理官庁を含
む。）」イの趣旨の趣旨「ジュネーブ改正協定第6
条(1)(a)の規定による優先権の主張の基礎
とされた出願をした国の国名」イの趣旨の趣旨の
趣旨の趣旨。

【受任した代理人】」の欄の次に「【その他】
」の欄を設けて、「国際登録番号DM/○○○
○○○、意匠番号○○○」のように国際登録の
番号と意匠の番号を記載する。」イ 意匠登録三
十大の趣旨一十「1970年6月19日にワシント
ンで作成された特許協力条約に基づく規則4.10の
規定による優先権の主張の基礎とされた出願を
した国の国名（国際特許出願にあつては広域特
許を与える任務を有する当局若しくは受理官庁
を含む。）」イの趣旨の趣旨「ジュネーブ改正協定
第6条(1)(a)の規定による優先権の主張の
基礎とされた出願をした国の国名」イの趣旨の趣旨の
趣旨の趣旨。

2 手続をした者は、前項において準用する特許法施行規則第九条の二第一項又は第二項に規定する届出をすることなく、新たな代理人により第九条の二の規定に基づき意匠法第四十二条第一項の規定による第一年分の登録料の納付と同時に同法第十四条第一項の規定による請求をしようとするときは、前項において準用する特許法施行規則第四条の三第三項ただし書の規定にかかわらず、その代理人の代理権は、書面をもつて証明しなければならない。

3 7 (略)

8 第十三条、特許法施行規則第九章（審判及び再審）（第四十六条並びに第五十条の十五第一

2 手続をした者は、前項において準用する特許法施行規則第九条の二第一項又は第二項に規定する届出をすることなく、新たな代理人により第九条の二の規定に基づき意匠法第四十二条第一項第一号の規定による第一年分の登録料の納付と同時に同法第十四条第一項の規定による請求をしようとするときは、前項において準用する特許法施行規則第四条の三第三項ただし書の規定にかかわらず、その代理人の代理権は、書面をもつて証明しなければならない。

3 7 (略)

8 第十三条、特許法施行規則第九章（審判及び再審）（第四十六条並びに第五十条の十五第一

項（第三十二条の規定を準用する部分に限る。

）、第二項及び第三項を除く。）の規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同令第四十八条の三第二項、第五十条第六項及び第七項、第五十条の二の二、第五十条の三、第五十一条第二項、第五十七条の三、第五十八条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

9
(略)

項（第三十二条の規定を準用する部分に限る。

）、第二項及び第三項を除く。）の規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八条の三第二項、第五十条第五項及び第六項、第五十条の二、第五十条の三、第五十一条第二項、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

9
(略)

様式第十二及び様式第十三を次のように改める。

様式第12（第14条関係）

【書類名】 審判請求書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【出願番号】

【審判の種別】

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

（【電話番号】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【請求の趣旨】

【請求の理由】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

〔備考〕

- 1 「【審判事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「意願○○○○－○○○○○○」のように記載し、「【審判の種別】」には、「拒絶査定不服審判事件」又は「補正却下決定不服審判事件」のように記載する。
- 2 「【審判請求人】」又は「【代理人】」の欄の「（【電話番号】）」の欄には、審判請求人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。
- 3 「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 4 代理人が審判請求人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあつては「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「審判請求人○○の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「審判請求人○○の代理人」と、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。
- 5 「【審判請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【審判請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

（【電話番号】）

【審判請求人】

【識別番号】

- 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
 - (【国籍・地域】)
 - (【電話番号】)
- 6 代理人の選任の届出を審判請求と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【選任した代理人】
 - 【識別番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
 - (【電話番号】)
 - 【選任した代理人】
 - 【識別番号】
 - 【住所又は居所】
 - 【氏名又は名称】
 - (【電話番号】)
- 7 「【請求の理由】」の欄には、拒絶査定不服審判を請求するときは、「1. 手続の経緯」、「2. 拒絶査定の要点」、「3. 立証の趣旨」、「4. 本願意匠が登録されるべき理由」又は「5. むすび」のように項目を設けて記載する。補正却下決定不服審判を請求するときは、「1. 手続の経緯」、「2. 決定の理由の要点」、「3. 本願意匠の説明と補正の説明」、「4. 要旨変更に係る争点の説明」、「5. 補正の根拠及び要旨の変更でない旨の説明」、「6. むすび」のように項目を設けて記載する。
- 8 「【証拠方法】」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。
- イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
 - ロ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
 - ハ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項
 - ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号
 - ホ 証拠方法が電磁的記録であるときは、立証事項及びその電磁的記録に付すべき符号
 - ヘ 証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示
- 9 その他は、様式第1の備考6及び9、様式第2の備考1から5まで、12、14、17、21、23、26、27及び33から37まで並びに様式第3の備考3と同様とする。この場合において、様式第2の備考27中「出願」とあるのは「審判」と読み替えるものとする。

特許
印紙

（令和 年 月 日）

（ 円）

特許庁長官 殿

- 1 審判事件の表示
- 2 請求人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
（国籍・地域）
- 3 代理人
（識別番号）
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 被請求人
- 5 請求の趣旨
- 6 請求の理由
- 7 証拠方法
- 8 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 9 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左2cm、上に2cm、右及び下に3cmをとる。
- 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。
- 4 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「7 証拠方法」欄の次に「8 予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「7 証拠方法」欄の次に「8 振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「請求人」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「7 証拠方法」の欄の次に「8 指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。意匠法第67条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「7 証拠方法」の欄の次に「8 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 5 「審判事件の表示」の欄には、「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号意匠登録無効審判事件」のように記載する。
- 6 「住所（居所）」の欄は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。
- 7 （電話番号）は、審判請求人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。
- 8 「（国籍・地域）」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が、「住所（居所）」

- の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「(国籍・地域)」の欄は設けるには及ばない。
- 9 「氏名(名称)」の欄は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載しその次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「氏名(名称)」(法人にあつては「代表者(管理人)」)の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて、「○
○法の規定による法人」、外国法人にあつては、「○○国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 10 「請求の理由」の欄には、「1. 手続の経緯」、「2. 無効理由の要点」、「3. 本件登録意匠の無効にすべき理由」、「4. むすび」のように項目を設けて記載する。
- 11 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の欄の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 12 「証拠方法」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。
- イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
 - ロ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
 - ハ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項
 - ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号
 - ホ 証拠方法が電磁的記録であるときは、立証事項及びその電磁的記録に付すべき符号
 - ヘ 証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示
- 13 「(令和 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。
- 14 訂正をしたときは、なるべく右の余白に訂正字数を記載する。
- 15 とじ方はなるべく左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。
- 16 第19条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示(意匠権に係るものにあつては、意匠登録番号、書類名及びその提出日)を記載する。
- 17 「書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾」の欄には、特例法第10条第2項に規定された手続をする者の承諾をする場合には、その旨を記載する。また、承諾しない場合には、その旨及びその理由を記載する。

(商標法施行規則の一部改正)

第三条 商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(出願時の特例の規定の適用を受けるための証明書 の提出等)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 商標法第九条第三項の規定により同条第二項 に規定する証明書を提出する者は、第二十二條</p>	<p>(出願時の特例の規定の適用を受けるための証 明書の提出等)</p> <p>第六条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 商標法第九条第三項の規定により同条第二項 に規定する証明書を提出する者は、第二十二條</p>

第一項において準用する特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。この場合に

ついて、同様式の備考20中「また、特許法第5

条第3項の規定により指定期間の延長の請求を

するときは、「【書類名】」を「期間延長請求

書（期間徒過）」とし、「【請求の内容】」の

欄には、「指定期間の2カ月の延長を求めらる。

」のように記載し、この場合において、第27条

第3項の規定により」やぬのらだ「また、商標

法施行規則第6条の2第3項の規定により期間

延長請求書を提出するときは、「【書類名】」

第一項において準用する特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。

を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、「【請求の内容】」の欄には、「出願時の特例証明書
の提出期間の2カ月の延長を求めらる。」のよ
うに記載し、この場合において、商標法施行規
則第22条第2項において読み替えて準用する特
許法施行規則第27条第3項の規定により」と読
み替えるものとする。

（パリ条約による優先権等の主張の規定の適用
を受けようとする場合の手續）

第七条の二（略）

2 商標法第十三条第一項において読み替えて準
用する特許法第四十三条第七項の規定により同

（パリ条約による優先権等の主張の規定の適用
を受けようとする場合の手續）

第七条の二（略）

2 商標法第十三条第一項において読み替えて準
用する特許法第四十三条第七項の規定により同

条第二項に規定する優先権証明書類等を提出する者は、第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。この場合において、同様式の

備考20中「また、特許法第5條第3項の規定により指定期間の延長の請求をするときは、**【書類名】**」を「期間延長請求書（期間徒過）」

とし、**【請求の内容】**」の欄には、「指定期間の2カ月の延長を求めらる。」のように記載し、この場合において、第27條第3項の規定により「**【請求の内容】**」また、商標法施行規則第7條の2第2項の規定により期間延長請求書を提出

条第二項に規定する優先権証明書類等を提出する者は、第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。

するときは、「【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、「【請求の内容】」の欄には、「優先権証明書の提出期間の2カ月の延長を求める。」のように記載し、この場合において、商標法施行規則第22条第2項において読み替えて準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により」と読み替えるものとする。

3 (略)

(意見書の様式等)

第九条の五 (略)

2 (略)

3 特許法施行規則第五十条第二項及び第三項の

3 (略)

(意見書の様式等)

第九条の五 (略)

2 (略)

3 特許法施行規則第五十条第二項及び第四項の

規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」と読み替えるものとする。

（手続補正書の様式等）

第十六条 手続の補正のうち、様式第二から様式第八まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十、様式第二十一若しくは第二条第十四項、第三条、

規定は、前項の証拠物件に準用する。この場合において、同条第二項中「特許庁及び相手方の数（特許法第十四条ただし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者の数）に応じて提出しなければならない。」とあるのは、「提出しなければならない。」と読み替えるものとする。

（手続補正書の様式等）

第十六条 手続の補正のうち、様式第二から様式第八まで、様式第九から様式第十二まで、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十、様式第二十一若しくは第二条第十四項、第三条、

第九条の二若しくは第十条の二に規定する別に定める様式、商標法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第七十九号）附則様式第六、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同令第八条第二項に規定する様式第九、同令第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同令第十条の五に規定する様式第十六、同令第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同令第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同令第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同令第二十八条の三に規定する

第九条の二若しくは第十条の二に規定する別に定める様式、商標法施行規則等の一部を改正する省令（平成八年通商産業省令第七十九号）附則様式第六、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条

様式第四十又は第二十二條第六項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同令第五十條第六項に規定する様式第六十五の二、同令第五十條の二の二に規定する様式第六十五の四、同令第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同令第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同令第五十七條の三に規定する様式第六十五の十一、同令第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同令第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同令第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同令第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同

の三に規定する様式第四十又は第二十二條第六項において準用する特許法施行規則第四十八條の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五

令第六十条第六項に規定する様式第六十五の二
十一、同令第六十一条の十一第三項に規定する
様式第六十五の二十三若しくは同令第六十二条
第二項に規定する様式第六十五の二十五により
作成した書面を特許庁に提出することによりし
た手続の補正は様式第十五の二により、それ以
外の手続の補正は様式第十六によりしなければ
ならない。

2
2 4 (略)

5 特許法施行規則第十一条第五項の規定は、補
正による手数料の納付に準用する。この場合に
おいて「様式第二、様式第十五の二、様式第十

項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六
十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、
同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式
第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第
二項に規定する様式第六十五の二十五により作
成した書面を特許庁に提出することによりした
手続の補正は様式第十五の二により、それ以外
の手続の補正は様式第十六によりしなければな
らない。

2
2 4 (略)

5 特許法施行規則第十一条第五項の規定は、補
正による手数料の納付に準用する。この場合に
おいて「様式第二、様式第十五の二、様式第十

八、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の九、様式第三十六の三、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の六」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第八まで、様式第九、様式第十一、様式第十二及び様式第十四の二並びに同令第二条第十四項、第三条、第九条の二及び第十条の二に規定する別に定める様式並びに同令第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二」と、「前項（次条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法施行規則第十六条第四項」と読み替えるものとする。

八、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の九、様式第三十六の三、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の六」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第八まで、様式第九、様式第十一、様式第十二及び様式第十四の二並びに同令第二条第十四項、第三条、第九条の二及び第十条の二に規定する別に定める様式並びに同令第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二」と、「前項（次条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法施行規則第十六条第四項」と読み替えるものとする。

(登録料納付書の様式等)

第十八条 (略)

2～6 (略)

7 商標法第四十一条第三項、第四十一条の二第三項又は第六十五条の八第四項の規定により登録料を納付する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。この場合において、

て、同様式の備考20中「また、特許法第5条第

3項の規定により指定期間の延長の請求をする

ときは、「【書類名】」を「期間延長請求書（

(登録料納付書の様式等)

第十八条 (略)

2～6 (略)

7 商標法第四十一条第三項、第四十一条の二第三項又は第六十五条の八第四項の規定により登録料を納付する者は、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二により作成した期間延長請求書を提出しなければならない。

期間徒過)」とし、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2カ月の延長を求めらる。」のように記載し、この場合において、第27条第3項の規定により「また、商標法施行規則第18条第7項の規定により期間延長請求書を提出するときは、「【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、「【請求の内容】」の欄には、「登録料の納付期限の2カ月の延長を求めらる。」のように記載し、この場合において、商標法施行規則第22条第2項において読み替えて準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により」と読み替えるものとする。

8 商標法第四十三条第一項から第三項までの各

8 商標法第四十三条第一項から第三項までの各

項のただし書の規定の適用を受けようとするときは、当該各項のただし書に規定する者の責めに帰することができない理由がある旨を記載した書面を登録料納付書又は商標権の存続期間の更新登録の申請書の提出と同時に提出しなければならぬ。この場合において、登録料納付書又は商標権の存続期間の更新登録の申請書にその旨及び必要な事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

9 (略)

(後期分割登録料等の追納による商標権の回復の手続等)

項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、同項ただし書に規定する商標権者の責めに帰することができない理由がある旨を記載した書面を登録料納付書の提出と同時に提出しなければならぬ。この場合において、登録料納付書にその旨及び必要な事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。

9 (略)

(後期分割登録料等の追納による商標権の回復の手続等)

第十八条の二 商標法第四十一条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）の経済産業省令で定める期間は、同法第四十一条の二第五項に規定する後期分割登録料（以下単に「後期分割登録料」という。）（同法第四十一条の三第三項において準用する場合にあつては、同法第四十一条の二第七項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料。次項において同じ。）及び同法第四十三条第三項の割増登録料（次項において単に「割増登録料」という。）を納付することができるようになった日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同

第十八条の二 商標法第四十一条の三第一項の経済産業省令で定める期間は、同法第四十一条の二第五項に規定する後期分割登録料及び同法第四十三条第三項の割増登録料を納付することができるようになった日から二月とする。ただし、当該期間の末日が同法第四十一条の二第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。

法第四十一条の二第五項の規定により後期分割登録料を追納することができる期間（同法第四十一条の三第三項において準用する場合にあつては、同法第四十一条の二第八項において読み替えて準用する同条第五項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料を追納することができる期間）の経過後六月を超えるときは、その期間の経過後六月とする。

2 6 (略)

(特許法施行規則等の準用)

第二十二条 特許法施行規則第一章(総則) (第

2 6 (略)

(特許法施行規則等の準用)

第二十二条 特許法施行規則第一章(総則) (第

四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十条、第十一条の二から第十一条の三の三まで、第十二条、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条を除く。）並びに第二十七条の三の三第一項、第二十八条の二及び第二十八条の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、事後指定（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の名義人の変更の記録の請求（第一条第一項及び第二項の規定に限

四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十七号並びに第三項第七号、第四条の四、第十条、第十一条の二から第十一条の三の三まで、第十二条、第十三条の二、第十三条の三並びに第十九条を除く。）並びに第二十七条の三の三第一項、第二十八条の二及び第二十八条の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、事後指定（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の名義人の変更の記録の請求（第一条第一項及び第二項の規定に限

る。）、国際登録の存続期間の更新の申請（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録の申請（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護

る。）、国際登録の存続期間の更新の申請（第一条第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録の申請（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十一条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十条の五まで及び第十三条から第十七条までの規定に限る。）に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護

標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、「同法第百八条第三項」とあるのは「商標法第四十一条第二項又は同法第四十一条の二第二項」と、特許法施行規則第四条の二第五項第一号中「特許異議」とあるのは「登録異議」と、特許法施行規則第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許

標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、「同法第百八条第三項」とあるのは「商標法第四十一条第二項又は同法第四十一条の二第二項」と、特許法施行規則第四条の二第五項第一号中「特許異議」とあるのは「登録異議」と、特許法施行規則第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許

出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「五 特許権の存続期間の

出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十五条の二第三項（同法第六十条の二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「五 特許権の存続期間の

延長登録の出願」とあるのは

「五 商標権の存
五の二 防護標
五の三 書換登

続期間の更新登録の申請（商標権に係る商品及
章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出
録の申請

願 び役務の区分の数を減じて申請する場合に限

る。）

「と、「十二 審判の請求（拒絶査定不
服審判を除く。）」とあるのは「十二 審判の

延長登録の出願」とあるのは

「五 商標権の存
五の二 防護標
五の三 書換登

続期間の更新登録の申請（商標権に係る商品及
章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出
録の申請

願 び役務の区分の数を減じて申請する場合に限

る。）

「と、「十二 審判の請求（拒絶査定不
服審判を除く。）」とあるのは「十二 審判の

請求（商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判を除く。）と、特許法施行規則第七条及び第十八条第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは「、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八条第一項中「特許異議申立書、審判請求書、特許法第八十四条の五第一項の書面、同法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議

請求（商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判を除く。）と、特許法施行規則第七条及び第十八条第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは「、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八条第一項中「特許異議申立書、審判請求書、特許法第八十四条の五第一項の書面、同法第八十四条の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議

申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八条第二項及び第九条の二中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審

申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八条第二項及び第九条の二中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審

判」と、特許法施行規則第九条第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）

判」と、特許法施行規則第九条第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）及び拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）

若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「商標法第七条第三項、第七条の二第四項若しくは第九条第二項」と、同条第一項中「、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十二号）第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項

若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十条中「特許法第三十条第三項」とあるのは「商標法第七条第三項、第七条の二第四項若しくは第九条第二項」と、同条第一項中「、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十二号）第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項

、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む）。

）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）

、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「又は商標法施行規則第二条第十一項若しくは第十三項本文、第十条第五項若しくは第七項本文、第十八条第二項前段、第十八条の二第三項若しくは第五項本文、第二十条第四項、第六項本文

、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む）。

）、第三十一条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）

、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「又は商標法施行規則第二条第十一項若しくは第十三項本文、第十条第五項若しくは第七項本文、第十八条第二項前段、第十八条の二第三項若しくは第五項本文、第二十条第四項、第六項本文

若しくは第八項」と、同条第二項中「、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八

若しくは第八項」と、同条第二項中「、特許法施行令第十一条、特許法等関係手数料令第一条の三又はこの省令第一条第五項、第四条の三、第五条から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十五条の七第七項若しくは第九項本文、第二十七条第一項、第二項、第三項本文若しくは第四項本文、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第二十七条の四の二第五項若しくは第七項本文（同条第九項において準用する場合を含む。）、第三十八条の二第六項若しくは第八項本文、第三十八条の二第四項若しくは第六項本文、第三十八条の六の二第五項若しくは第七項本文、第三十八

条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「又は商標法施行規則第二条第十一項若しくは第十三項本文、第十条第五項若しくは第七項本文、第十八条第二項前段、第十八条の二第三項若しくは第五項本文、第二十条第四項、第六項本文若しくは第八項」と、特許法施行規則第十一条の三中「第三十八条の二第八項」とあるのは「商標法第五条の二第五項」と、特許法施行規則第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十

条の十四第四項若しくは第六項本文（同条第八項において準用する場合を含む。）、第六十九条第二項本文若しくは第六十九条の二第三項若しくは第五項本文」とあるのは「又は商標法施行規則第二条第十一項若しくは第十三項本文、第十条第五項若しくは第七項本文、第十八条第二項前段、第十八条の二第三項若しくは第五項本文、第二十条第四項、第六項本文若しくは第八項」と、特許法施行規則第十一条の三中「第三十八条の二第八項」とあるのは「商標法第五条の二第五項」と、特許法施行規則第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十

六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十六の三、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三

六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十一の九から様式第三十四まで、様式第三十六、様式第三十六の三、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の六、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三

、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十二、様式第十三、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同令第八條第二項に規定する様式第四、同令第九條の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同令第十条の五に規定する様式第十六、同令第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同令第二十七條の三の三第一項に規定する様式第

、様式第六十五の二十五又は様式第七十の二」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十二、様式第十三、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の二第一項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七條の三の三第一項に規定

三十六、同令第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同令第二十八条の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同令第五十条第六項に規定する様式第六十五の二、同令第五十条の二の二に規定する様式第六十五の四、同令第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同令第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同令第五十七条の三に規定する様式第六十五の十一、同令第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同令第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同

する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に

令第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同令第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同令第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同令第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同令第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一条の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条にお

規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一条の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び

いて準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の審判」と、特許法施行規則第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、特許法施行規則第十四条第二項中「特許法第三百三十四条第四項(同法第七十一条第三項、第二百二十条の八第一項(同

同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の審判」と、特許法施行規則第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、特許法施行規則第十四条第二項中「特許法第三百三十四条第四項(同法第

法第七十四條第一項において準用する場合を含む。）及び同法第七十四條第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。」とあるのは「商標法第五十六條第一項（同法第四十三條の十五第一項（同法第六十條の二第一項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第五十八條

七十一條第三項、第二百十條の八第一項（同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。）及び同法第七十四條第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。」とあるのは「商標法第五十六條第一項（同法第四十三條の十五第一項（同法第六十條の二第一項（同法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十一條（同法附則第二十三條において準用する場合を

第二項、商標法第六十二条第二項（同法第六十条第五項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する特許法第三百三十四条第四項（商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」と、「拒絶査定不服審判」とあ

含む。）において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項（同法第六十条第五項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する特許法第三百三十四条第四項（商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」と、「拒絶査定不服審判」とあ

るのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十六条第二項中「第三十八条の二第八項」とあるのは「商標法第五条の二第五項」と、「第三百三十三条第三項（同法第七十一条第三項、同法第二百十条の五第九項（同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第二百十条の八第一項（同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。））、同法第

を含む。」と、「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十六条第二項中「第三十八条の二第八項」とあるのは「商標法第五条の二第五項」と、「第三百三十三条第三項（同法第七十一条第三項、同法第二百十条の五第九項（同法第七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び同法第二百十条の八第一項（同法第七十四条第一

百三十四条の二第九項並びに同法第七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。」とあるのは「商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の十五第一項（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）、同法第六十二条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下、こ

項において準用する場合を含む。）、同法第七十四条の二第九項並びに同法第七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。」とあるのは「商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の十五第一項（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）、同法第六十二条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三

の項において同じ。)において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。)において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。)において準用する特許法第三百三十三条第三項(商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))

条において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。)において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。)において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。)において準用する特許法第三百三十三条第三項(商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十条(同法

む。）において準用する特許法第七十四条第三項において準用する場合を含む。」と、「同法第三百三十三条の二第一項（同法第七十一条第三項、同法第二百十条の八第一項（同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。）」及び同法第七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六条第一項、同法第六十二条第一項及び同法附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項において準用する特許法第三百三十三条の二第一項（商標法第

附則第二十三条において準用する場合を含む。）」において準用する特許法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）」と、「同法第三百三十三条の二第一項（同法第七十一条第三項、同法第二百十条の八第一項（同法第七十四條第一項において準用する場合を含む。）」及び同法第七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六条第一項、同法第六十二条第一項及び同法附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項において準用する

二十八条第三項において準用する特許法第七十条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する特許法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）と、特許法施行規則様式第二の備考11中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのは「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のよう

特許法第三十三条の二第一項（商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する特許法第七十四条第三項において準用する場合を含む。）と、特許法施行規則様式第二の備考11中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのは「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、

に記載する。」と、特許法施行規則様式第三の備考中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのは「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」と読み替えるものとする。

2～4 (略)

5 特許法施行規則第四十六条第二項、第四十八条から第四十八条の三第一項まで、第四十九条から第五十条の二の二まで、第五十条の四、第

何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」と、特許法施行規則様式第三の備考中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのは「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」と読み替えるものとする。

2～4 (略)

5 特許法施行規則第四十六条第二項、第四十八条から第四十八条の三第一項まで、第四十九条から第五十条の二の二まで、第五十条の四、第五十

五十条の五、第五十条の六、第五十条の七から第五十条の十三まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、登録異議の申立てについての審理及び決定に準用する。この場合において、同令第五十条第六項、第五十一条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「登録異議の申立てについて提出する」と、同令第五十条の二の二、第五十七条の三、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「登録異議の申立てについてする」と読み替えるものとする。

条の五、第五十条の六、第五十条の七から第五十条の十三まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、登録異議の申立てについての審理及び決定に準用する。この場合において、同規則第五十条第五項、第五十一条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」とあるのは「登録異議の申立てについて提出する」と、同規則第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「登録異議の申立てについてする」と読み替えるものとする。

6 第九条の五第一項、特許法施行規則第三十三
条、第四十六条第二項、第四十七条第一項及び
第三項、第四十七条の二、第四十七条の三、第
四十八条から第五十条の二の二まで、第五十条
の三から第五十条の五まで、第五十条の六、第
五十条の七から第五十条の十四まで及び第五十
一条から第六十五条までの規定は、審判及び再
審に準用する。この場合において、同令第四十
八条の三第二項、第五十条第六項及び第七項、
第五十条の二の二、第五十条の三、第五十一条
第二項、第五十七条の三、第五十八条第二項、
第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条
の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第

6 第九条の五第一項、特許法施行規則第三十三
条、第四十六条第二項、第四十七条第一項及び
第三項、第四十七条の二、第四十七条の三、第
四十八条から第五十条の二の二まで、第五十条の三
から第五十条の五まで、第五十条の六、第五十
条の七から第五十条の十四まで及び第五十一条
から第六十五条までの規定は、審判及び再審に
準用する。この場合において、同規則第四十八
条から第五十条の二まで、第五十条の三から第
五十条の五まで、第五十条の六、第五十条の七
の三第二項、第五十条第五項及び第六項、第五
十条の二、第五十条の三、第五十一条第二項、
第五十七条の三第二項、第五十八条第二項、第

六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と読み替えるものとする。

7
7
9
(略)

五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。」又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の審判」と読み替えるものとする。

7
7
9
(略)

様式第八の二、様式第十一、様式第十二、様式第十三から様式第十五まで、様式第十六及び様式第十八

を次のように改める。

様式第8の2（第2条、第10条、第18条の2及び第20条関係）

【書類名】 回復理由書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【防護標章登録の登録番号】

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【回復の理由】

（【手数料の表示】）

（【納付書番号】）

【提出物件の目録】

〔備考〕

1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【予納台帳番号】」とし、予納台帳の番号を記載し、「【予納台帳番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【振替番号】」の欄の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【指定立替納付】」の次に「【納付金額】」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」には納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは「（【手数料の表示】）」の欄の「（【納付書番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。備考3に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。ただし、商標法別表第5号中欄括弧書の者が手続をするときは特許印紙は不要とする。

2 商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄を「【商標登録番号】」とし、「【更新登録出願人】」の欄を「【更新登録申請人】」とする。商標法第41条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により後期分割登録料（同項において準用する場合にあつては、同法第41条の2第7項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料）及び同法第43条第3項の割増登録料を追納するときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄を「【商標登録番号】」とし、「【更新登録出願人】」の欄を「【商標権者】」とする。商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄を「【商標登録番号】」とし、「【更新登録出願人】」の欄を「【書換登録申請者】」とする。防護標章登録に基づく権利について、商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【更新登録出願人】」の欄を「【書換登録申請者】」とする。

3 第2条第14項の規定により、2以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【防護標章登録の登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る防護標章登録の登録番号（防護標章登録の登録番号の区切りには読点「、」を付すること。）を記載する。

【別紙】

防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、
防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号、

また、第10条第8項、第18条の2第6項及び第20条第7項の規定により2以上の事件について回復理由書を提出するときも同様とする。この場合において、「防護標章登録第〇〇〇〇〇〇〇号」とあるのは「商標登録第〇〇〇〇〇〇〇号」とする。

4 「【更新登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【更新登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

5 「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をしなかつたことが故意によるものでないことを表明するものとする。また、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び手続をすることができるようになった日について簡明に記載する。

6 第2条第12項、第10条第6項、第18条の2第4項及び第20条第5項の規定により同項の申出書の提出を省略しようとするときは、「【回復の理由】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、当該申出及び手続をすることができなかつた理由について具体的に記載する。

7 その他は、様式第2の備考1から4まで、20から24まで、26、29、31及び40から44までと同様とする。この場合において、様式第2の備考23中「【商標登録出願人】」とあるのは、商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【更新登録申請人】」と、商標法第41条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により後期分割登録料（同項において準用する場合にあつては、同法第41条の2第7項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料）及び同法第43条第3項の割増登録料を追納するときは、「【商標権者】」と、商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「【更新登録出願人】」と、商標法附則第3条第3項の規定により書換登録の申請をするときは、「【書換登録申請者】」と、「商標登録出願人」とあるのは、商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「更新登録申請人」と、商標法第41条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により後期分割登録料（同項において準用する場合にあつては、同法第41条の2第7項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料）及び同法第43条第3項の割増登録料を追納するときは、「商標権者」と、商標法第65条の3第3項の規定により防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願をするときは、「更新登録出願人」と、商標法附則第3条第3項の規定による書換登録の申請をするときは、「書換登録申請者」と、備考29中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と読み替えるものとする。

様式第11（第9条関係）

【書類名】 出願人名義変更届

【提出日】 令和 年 月 日

【あて先】 特許庁長官 殿

【事件の表示】

【出願番号】

【承継人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【承継人代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【譲渡人代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【提出物件の目録】

【物件名】 権利の承継を証明する書面 1

【物件名】 （ ）

【備考】

1 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。

イ 「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。ただし、出願番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の商標登録願」のように出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。

ロ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け、「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」には、出願の番号を記載する。ただし、審判の番号が通知されていないときは、「【審判番号】」の欄を「【審判請求日】」とし審判請求をした年月日を記載する。

2 商標法第13条第2項において準用する特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、「【書類名】」を「出願人名義変更届（一般承継）」とする。この場合において、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるに及ばない。

3 商標法第13条第2項において準用する特許法第34条第5項の規定により届出をするときは、特許印紙は不要とする。その他の場合において、特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「（【手

【手数料の表示】」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「（【納付金額】）」の欄は設けるには及ばない。また、備考15及び16に該当する場合にあつては、2以上の届出について納付すべき手数料を納付するときは一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならない。

- 4 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したとき（備考17に該当するときを除く。）は、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 5 「【承継人】」、「【譲渡人】」、「【承継人代理人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、承継人、譲渡人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。
- 6 承継人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、承継人が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記できる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 7 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 8 承継人がパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考7に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 9 承継人が商標登録出願により生じた権利の信託の受託者であるときは、「【承継人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記載する。
- 10 第22条第2項で準用する特許法施行規則第27条第1項の規定により届出人の権利について持分を記載するときは、「【承継人】」の次に「【持分】」の欄を設けて、「○/○」のように分数で記載する。また、持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「○○の持分は、○○投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「○○の持分は、○○有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「○○の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。
- 11 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」又は「【譲渡人代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【承継人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【承継人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【承継人代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】
 【承継人代理人】
 （【識別番号】）
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【譲渡人】
 （【識別番号】）
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【譲渡人】
 （【識別番号】）
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【譲渡人代理人】
 （【識別番号】）
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【譲渡人代理人】
 （【識別番号】）
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

- 12 承継人について代理人の選任の届出を商標登録出願により生じた権利の承継の届出と同時にするときは、「【承継人代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【選任した代理人】
 【識別番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】

- 13 譲渡人だけで届け出るときは、承継人の「【代表者】」（承継人が法人の場合に限る。）及び「【承継人代理人】」の欄は不要とし、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「譲渡人の手続である。」のように記載する。承継人だけで届け出るときは、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の欄は設けるには及ばない。

- 14 団体商標の商標登録出願により生じた権利の承継の届出をするときは、商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を添付する。

- 15 第9条第2項の規定により、2以上の商標登録出願により生じた権利の承継の届出を一の書面でするときは、「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該届出に係る事件の表示（事件の表示の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【別紙】

商願○○○○－○○○○○○○、商願○○○○－○○○○○○○、
 商願○○○○－○○○○○○○、商願○○○○－○○○○○○○、

- 16 第9条第3項の規定により届出と申請を一の書面でするときは、次の要領により記載する。

イ 「【書類名】」を「商標登録出願人名義変更届及び移転登録申請書」とする（ホに該当するときを除く。）。

ロ 「【事件の表示】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載し、「【商標登録出願人名義変更届に係る事件の表示】」及び「【移転登録申請に係る登録番号】」の欄を設けて、当該届出に係る事件の表示及び申請に係る商標登録番号（事件の表示又は商標登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

【商標登録出願人名義変更届に係る事件の表示】

商願○○○○○－○○○○○○○、商願○○○○○－○○○○○○○、
商願○○○○○－○○○○○○○、商願○○○○○－○○○○○○○、

【移転登録申請に係る商標登録番号】

商標登録第○○○○○○○○○号、商標登録第○○○○○○○○○号、
商標登録第○○○○○○○○○号、商標登録第○○○○○○○○○号、

ハ 「【事件の表示】」の欄の次に「【登録の目的】」の欄を設けて、「本商標権の移転」のように記載する。

ニ 「【承継人】」、「【承継人代理人】」、「【譲渡人】」及び「【譲渡人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人（登録権利者）】」、「【承継人及び申請人（登録権利者）代理人】」、「【譲渡人及び申請人（登録義務者）】」及び「【譲渡人及び申請人（登録義務者）代理人】」とする（ホに該当するときを除く。）。

ホ 相続その他の一般承継による届出及び申請をするときは、「【書類名】」を「商標登録出願人名義変更届及び移転登録申請書（一般承継）」とし、「【承継人】」及び「【承継人代理人】」の各欄をそれぞれ「【承継人及び申請人】」、「【承継人及び申請人代理人】」とし、「【事件の表示】」の欄の次に「【被承継人の表示】」の欄を設け、その欄に「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」の欄を設けて、被承継人の住所（居所）及び氏名（名称）を記載し、その次に「【登録の目的】」の欄を設ける。この場合において、「【譲渡人】」「【譲渡人代理人】」の欄は設けるに及ばない。

ヘ 特許印紙及び収入印紙（登録免許税の納付に係るもの。）は別の用紙に区別してはるものとし、それぞれの印紙の上には「手数料 円」、「登録免許税 円」のように、その印紙の合計額を記載する。

ト 商標登録令第10条において準用する特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に、「【物件名】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、当該書面の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは当該書面が提出される手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定によるときは当該書面が提出された手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を記載する。また、2以上の書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

17 第22条第1項において準用する特許法施行規則第5条第1項に規定する「権利の承継を証明する書面」は、売買、贈与等によるときは「譲渡証書」等、相続によるときは「戸籍の謄本」及び「住民票」等、法人の合併又は分割によるときは「登記事項証明書」等とする。「譲渡証書」等には、譲渡人が記名し、印（本人確認できるものとする。この様式において同じ。）を押さなければならない。

18 第22条第1項において準用する特許法施行規則第6条に規定する「許可、認可、同意若しくは承諾を証明する書面」又は第22条第2項において準用する同規則第27条第1項に規定する「持分について証明する書面」には、その作成者が記名し、印を押さなければならない。

19 相続その他の一般承継による届出をする場合の「権利の承継を証明する書面」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき、登記事項証明書を添付することを要しないこととする場合において、【承継人】の欄に記載した法人以外の法人に係る「登記事項証明書」について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表第4号下欄に掲げる措置を行うときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地を提供するときは「○○株式会社、○○県・・・・」、商業登記法（昭和38年法律第125号）第7条に規定する会社法人等番号を提供するときは「商業登記法に規定する会社法人等番号○○○○○○○○○○○○○○○○」のように記載する。

20 法人の合併又は分割による権利の承継の届出をする場合において、被承継人と承継人との間に合併及び分割又は複数の分割の事実があるときは、当該届出に係る承継の事実を、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「令和〇〇年〇〇月〇〇日の会社分割による承継」のように記載する。

21 その他は、様式第2の備考1から4まで、20、22、24、28から31まで、34、36及び40から44まで、様式第3の備考1、様式第3の2の備考2から4まで並びに様式第4の備考3と同様とする。

様式第12（第10条関係）

【書類名】 商標権存続期間更新登録申請書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録番号】

【更新登録申請人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【納付の表示】）

（【登録料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

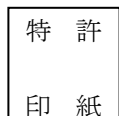
【提出物件の目録】

[備考]

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cmの大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りように、かつ、容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「」」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【】及び「」」を用いるときを除く。）。
- 5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。商標法第40条第6項ただし書若しくは第43条第4項ただし書又は現金手続省令第1条第3項の規定により、現金により登録料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【登録料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「【登録料の表示】」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 6 商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じて商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「【商標登録番号】」の欄の次に「【商品及び役務の区分】」の欄を設けて、「第1類」、「第2類」のように、更新登録を求める商品及び役務の区分のみを記載する。
- 7 「（【識別番号】）」は、なるべく記載するものとし、識別番号を記載しないときは、「（【識別番号】）」の欄は設けるには及ばない。ただし、登録料の納付に際し、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うとき、同規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うとき又は同規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、識別番号を記載しなければならない。
- 8 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 9 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 10 「【更新登録申請人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」）の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、更新登録申請人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。

- 11 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
- 12 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 13 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と、弁護士の場合は、「【弁護士】」と記載することができる。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 14 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 15 「【更新登録申請人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【更新登録申請人】
 （【識別番号】）
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
- 【更新登録申請人】
 （【識別番号】）
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
- 【代理人】
 （【識別番号】）
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
- 【代理人】
 （【識別番号】）
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
- 16 「（【提出日】 令和 年 月 日）」には、なるべく提出する日を記載する。
- 17 「（【納付の表示】）」の欄には、商標法第41条の2第7項の規定により、登録料を分割して納付するときに限り、「分割納付」と記載する。
- 18 「【登録料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には登録料の額（「円」、「」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。商標法第40条第6項ただし書若しくは第43条第4項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき登録料の額を記載する。商標法第40条第6項ただし書若しくは第43条第4項ただし書の規定により、現金により登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき登録料の額を記載する。
- 19 第18条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「（【納付の表示】）」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 20 申請書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数をなるべく記入する。
- 21 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。
- 22 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。

- 23 商標法第21条第1項の規定により商標権の存続期間の更新登録の申請をするときは、「（【納付の表示】）」（備考19に該当する場合にあつては「【持分の割合】）」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「商標法第21条第1項の規定による商標権の存続期間の更新登録の申請」と記載する。
- 24 第18条第8項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、「（【登録料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、納付することができなかつた理由について具体的に記載する。
- 25 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。
- 【包括委任状番号】
- 【包括委任状番号】
- 26 第22条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（商標権に係るものにあつては、商標登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（商標権に係るものにあつては、商標登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。



(円)

特許庁長官 殿

- 1 登録異議の申立てに係る商標登録の表示
商標登録番号
指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
第 類
指定商品 (指定役務)
- 2 商標登録異議申立人
(識別番号)
住所 (居所)
(電話番号)
氏名 (名称)
(国籍・地域)
- 3 代理人
(識別番号)
住所 (居所)
(電話番号)
氏名 (名称)
- 4 申立ての理由
- 5 証拠方法
- 6 書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾
- 7 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「5 証拠方法」の欄の次に「6 予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「5 証拠方法」の欄の次に「6 振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、その次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「商標登録異議申立人」の欄 (代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄) に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「5 証拠方法」の欄の次に「6 指定立替納付」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(識別番号)」の欄は設けるには及ばない。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証 (特許庁提出用) を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「5 証拠方法」の欄の次に「6 納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 2 「登録異議の申立てに係る商標登録の表示」の欄の「商標登録番号」には、登録異議の申立てに係る商標登録が国際登録に基づく商標権である場合は、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように国際登録の番号を記載し、「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」に記載すべき商品及び役務の区分が2以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、1の商品及び役務の区分について、そのすべての指定商品又は指定役務について登録異議の申立てをするときは、当該商品及び役務の区分に続けて「全指定商品」又は「全指定役務」のように記載する。

第 類

指定商品 (指定役務)

第 類

指定商品 (指定役務)

- 3 「(電話番号)」は、商標登録異議申立人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。
- 4 「氏名(名称)」の欄は、法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「代表者」の欄の次に「法人の法的性質」の欄を設けて「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者(管理人)の定めのある社団(財団)」のように当該法人等の法的性質を記載する。
- 5 「(国籍・地域)」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「住所(居所)」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「(国籍・地域)」の欄は設けるには及ばない。
- 6 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは、「代理人」の欄は設けるには及ばない。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「代表者」の欄の次に「代理関係の特記事項」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 7 登録異議の申立て前に証拠保全のための証拠調べが行われたときは、「登録異議の申立てに係る商標登録の表示」の欄に「証拠〇〇〇〇-〇〇〇〇関連商標登録異議事件」のように証拠保全申立事件の表示を記載する。
- 8 第22条第1項において準用する特許法施行規則第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。
- 9 第22条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄に、当該証明書の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示を記載する。
- 10 「証拠方法」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。
 - イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
 - ロ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間
 - ハ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項
 - ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号
 - ホ 証拠方法が電磁的記録であるときは、立証事項及びその電磁的記録に付すべき符号
 - ヘ 証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示
- 11 「書面の副本に記載すべき事項の電磁的方法による提供に係る承諾」の欄には、特例法第10条第2項に規定された手続をする者の承諾をする場合には、その旨を記載する。また、承諾しない場合には、その旨及びその理由を記載する。
- 12 その他は、様式第1の備考1から3まで、7、8及び10から12までと同様とする。

特許庁審判長 殿

- 1 異議番号
- 2 商標権者
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 3 代理人
住所（居所）
（電話番号）
氏名（名称）
- 4 意見の内容
- 5 証拠方法
- 6 添付書類又は添付物件の目録

〔備考〕

- 1 「異議番号」の欄には、「異議〇〇〇〇－〇〇〇〇〇」のように登録異議の番号を記載する。
- 2 「氏名（名称）」は法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
- 3 その他は、様式第1の備考1から3まで、7、8及び10から12まで並びに様式第13の備考1、3、6、8及び10と同様とする。この場合において、様式第13の備考1中「商標登録異議申立人」の欄とあるのは「商標権者の欄」と読み替えるものとする。

様式第14の2（第14条関係）

【書類名】 審判請求書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【審判事件の表示】

【出願番号】

【審判の種別】

【商品及び役務の区分の数】

【審判請求人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

（【電話番号】）

【代理人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【電話番号】）

（【手数料の表示】）

（【予納台帳番号】）

（【納付金額】）

【請求の趣旨】

【請求の理由】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

【物件名】

【備考】

- 1 「【審判事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇」、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように記載する。書換登録申請について拒絶査定に対する審判を請求するときは「【出願番号】」の欄を「【申請番号】」とし「書換〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇」のように書換登録申請の番号を記載する。また、「【審判の種別】」の欄には、「拒絶査定に対する審判事件」又は「補正の却下の決定に対する審判事件」のように審判の種別を記載する。
- 2 「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 3 「【審判請求人】」又は「【代理人】」の欄の「（【電話番号】）」の欄には、審判請求人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。
- 4 代理人が審判請求人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあつては「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「審判請求人〇〇の代理人」のように記載する。
- 5 「【審判請求人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【審判請求人】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

(【電話番号】)

【審判請求人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

(【電話番号】)

- 6 代理人の選任の届出を審判請求と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「(【識別番号】)」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

【選任した代理人】

(【識別番号】)

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【電話番号】)

- 7 「【請求の理由】」の欄には、拒絶査定に対する審判を請求するときは、「1. 手続の経緯」、「2. 拒絶査定の要点」、「3. 立証の趣旨」、「4. 本願商標が登録されるべき理由」又は「5. むすび」のように項目を設けて記載する。補正の却下の決定に対する審判事件を請求するときは、「1. 手続の経緯」、「2. 決定の理由の要点」、「3. 本願商標の説明と補正の説明」、「4. 要旨変更に係る争点の説明」、「5. 補正の根拠及び要旨の変更でない旨の説明」又は「6. むすび」のように項目を設けて記載する。

- 8 「【証拠方法】」の欄には、次に掲げる事項を記載するとともに、立証事項と証拠との関係を具体的に明示して記載する。

イ 証拠方法が証人であるときは、立証事項、証人の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間

ロ 証拠方法が当事者であるときは、立証事項、その当事者の氏名、住所又は居所及び職業、尋問事項並びに尋問に要する見込みの時間

ハ 証拠方法が鑑定人であるときは、立証事項、鑑定人の氏名、住所又は居所及び職業並びに鑑定事項

ニ 証拠方法が文書であるときは、立証事項及びその文書に付すべき符号

ホ 証拠方法が電磁的記録であるときは、立証事項及びその電磁的記録に付すべき符号

ヘ 証拠方法が検証物であるときは、立証事項、その検証物に付すべき符号及び検証物の表示

- 9 その他は、様式第2の備考1から5まで、20から22まで、24、26、29から31まで、33から35まで及び40から44まで、様式第4の備考3並びに様式第10の備考5と同様とする。この場合において様式第2の備考35中「出願」とあるのは「審判」と読み替えるものとする。

の次に「8 予納台帳番号」と、「5 証拠方法」の欄の次に「6 振替番号」とあるのは「7 証拠方法」の欄の次に「8 振替番号」と、「5 証拠方法」の欄の次に「6 指定立替納付」とあるのは「7 証拠方法」の欄の次に「8 指定立替納付」と、「5 証拠方法」の欄の次に「6 納付番号」とあるのは「7 証拠方法」の欄の次に「8 納付番号」と読み替えるものとする。

手 続 補 正 書



（令和 年 月 日）

特許庁審判長 殿

- 1 事件の表示
- 2 補正をする者
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
- 3 代理人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
- 4 補正対象書類名
- 5 補正対象項目名
- 6 補正の内容
- 7 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「事件の表示」の欄には、登録異議に係属中のものについては、「異議〇〇〇〇－〇〇〇〇〇」のように登録異議の番号を、審判（商標法第44条第1項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）及び第45条第1項（同法第68条第4項において準用する場合を含む。）を除く。）に係属中のものについては、「無効〇〇〇〇－〇〇〇〇〇」のように審判の番号を、再審に係属中のものについては、「再審〇〇〇〇〇－〇〇〇〇〇」のように再審の番号を記載する。ただし、異議及び審判の番号が通知されていないときは、「令和何年何月何日提出の異議申立書」のように記載する。
- 2 「補正対象書類名」の欄には、「審判請求書」、「登録異議申立書」のように補正をする書類名を記載する。
- 3 「補正対象項目名」の欄には、「請求人」、「被請求人」のように補正をする個所を記載する。
- 4 「補正の内容」の欄には、補正事項を明確に記載し、補正の内容が審判請求人、代表者、代理人若しくは商標登録異議申立人の氏名若しくは名称の補正を含む場合において、当該氏名若しくは名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 5 その他は、様式第1の備考1から3まで、7、8及び10から12まで並びに様式第13の備考1、3、6、8及び9と同様とする。この場合において、様式第13の備考1中「商標登録異議申立人」の欄とあるのは「補正をする者」の欄と、「5 証拠方法」の欄の次に「6 予納台帳番号」とあるのは「6 補正の内容」の欄の次に「7 予納台帳番号」と、「5 証拠方法」の欄の次に「6 振替番号」とあるのは「6 補正の内容」の欄の次に「7 振替番号」と、「5 証拠方法」の欄の次に「6 指定立替納付」とあるのは「6 補正の内容」の欄の次に「7 指定立替納付」と、「5 証拠方法」の欄の次に「6 納付番号」とあるのは「6 補正の内容」の欄の次に「7 納付番号」と、備考6中「記載する」とあるのは「記載する（弁理士法施行令第7条第13号の補正をする場合を除く。）」と読み替えるものとする。

様式第18（第18条関係）

【書類名】 商標登録料納付書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録番号】

【商品及び役務の区分の数】

【商標権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（ 円）

ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

- 1 第18条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 2 商標法第41条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により後期分割登録料（同項において準用する場合にあつては、同法第41条の2第7項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料）及び同法第43条第3項の割増登録料を追納するときは、「【納付者】」（備考1に該当する場合にあつては「【持分の割合】」）の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「商標法第41条の3第1項の規定による後期分割登録料及び割増登録料の追納」のように記載する。
- 3 第18条第8項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、「【納付者】」（備考1に該当する場合にあつては「【持分の割合】」、備考2に該当する場合にあつては「【特許料等に関する特記事項】」）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、納付することができなかつた理由について具体的に記載する。
- 4 その他は、様式第12の備考1から4まで、8から10まで、12、16及び21並びに様式第17の備考3、4、5及び9と同様とする。この場合において、様式第12の備考10中「【更新登録申請人】」とあるのは「【納付者】」と、「更新登録申請人」とあるのは「納付者」と、様式第17の備考5中「【商標登録出願人】」とあるのは「【商標権者】」と、備考9中「商標法第40条第6項ただし書」とあるのは「商標法第40条第6項ただし書若しくは商標法第43条第4項ただし書」と読み替えるものとする。

(特許登録令施行規則の一部改正)

第四条 特許登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

様式第八を次のように改める。

7 その他は、様式第七の備考1から4まで、6から9まで、11から14まで及び17から20までと同様とする。この場合において、備考12中「申請人（登録権利者）」とあるのは、「申請人（承継人）」と読み替えるものとする。

(商標登録令施行規則の一部改正)

第五条 商標登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第十条 前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が乙商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗する</p>	<p>第十条 前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が乙商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗する</p>

ことができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、その旨を記録しなければならぬ。この場合においては、同条第一項第四号及び第五号の規定にかかわらず、乙商標権の登録にその権利に関する事項を記録することを要しない。

2 前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が甲商標権についてその権利を有しな

ことができる裁判の謄本若しくは抄本を提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、その旨を記録しなければならぬ。この場合においては、同条第一項第四号及び第五号の規定にかかわらず、乙商標権の登録にその権利に関する事項を記録することを要しない。

2 前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が甲商標権についてその権利を有しな

いとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができない裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、商標法第二十四条第一項の規定による分割によりその権利についての記録を乙商標権の登録に移した旨を記録し、その権利の登録について抹消記号を記録しなければならぬ。

いとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができない裁判の謄本若しくは抄本を提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、商標法第二十四条第一項の規定による分割によりその権利についての記録を乙商標権の登録に移した旨を記録し、その権利の登録について抹消記号を記録しなければならぬ。

第十二条 前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が乙商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを提出したときは、甲商標権の登録の事項部の

第十二条 前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が乙商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、その旨を記録しなければならない。この場合においては、同条第一項第四号及び第五号の規定にかかわらず、

相当区にその権利の表示をし、かつ、その旨を記録しなければならない。この場合においては、同条第一項第四号及び第五号の規定にかかわらず、乙商標権の登録にその権利に関する事項を記録することを要しない。

2 前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が甲商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本若しくは裁判の内容の全部若しくは一部を記載した書面であ

乙商標権の登録にその権利に関する事項を記録することを要しない。

2 前条の規定により登録をする場合において、原商標権についての商標登録に関する権利の登録名義人が甲商標権についてその権利を有しないとき、又は同条の登録の申請前にその権利が消滅したことを当該登録名義人が承認したことを証明する書面若しくはその者に対抗することができる裁判の謄本若しくは抄本を提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその

つて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを提出したときは、甲商標権の登録の事項部の相当区にその権利の表示をし、かつ、商標法第二十四条の二第一項の規定による移転によりその権利についての記録を乙商標権の登録に移した旨を記録し、その権利の登録について抹消記号を記録しなければならない。

3
(略)

権利の表示をし、かつ、商標法第二十四条の二第一項の規定による移転によりその権利についての記録を乙商標権の登録に移した旨を記録し、その権利の登録について抹消記号を記録しなければならない。

3
(略)

様式第六を次のように改める。

特許

印紙

商標権分割登録申請書

（ 円）

（令和 年 月 日）

特許庁長官 殿

- 1 商標登録番号
- 2 分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品又は役務の区分
第 類
指定商品（指定役務）
- 3 登録の目的
- 4 申請人（商標権者）
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
（国籍・地域）
- 5 代理人
（識別番号）
住所（居所）
氏名（名称）
- 6 添付書面の目録
(1) 商標権分割証書 1通
(2) ()

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとる。
- 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。
- 4 特許印紙をはるときは、その下にその額を括弧をして記載する。工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第40条第2項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号）第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「申請人（商標権者）」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「予納台帳番号」の欄を設け、予納台帳の番号を記載し、「予納台帳番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「申請人（商標権者）」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「5 振替番号」の欄を設け、振替番号を記載し、「振替番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「申請人（商標権者）」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて識別番号を記載し、「代理人」の欄の次に「指定立替納付」の欄を設け、「指定立替納付」の欄の次に「納付金額」の欄を設け、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。商標法第76条第6項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号）第5条の規定による納付書（以下

- 「納付書」という。)によるときは、「代理人」の欄の次に歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報(以下「納付情報」という。)によるときは、「代理人」の欄の次に「納付番号」の欄を設け、納付番号を記載する。
- 5 「指定商品又は指定役務」の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。また、2以上の商品(役務)を指定する場合には、それぞれの指定商品(指定役務)の区切りにコンマ(、)を付さなければならない。
 - 6 「分割に係る指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」の欄に記載すべき商品及び役務の区分が2以上である場合は、次のように欄を繰り返し設けて記載する。
第 類
指定商品(指定役務)
第 類
指定商品(指定役務)
 - 7 「登録の目的」の欄には、「本商標権の分割」と記載する。
 - 8 「申請人(商標権者)」又は「代理人」の欄の住所の次に申請人(商標権者)又は代理人の電話番号をなるべく記載する。また、特例法施行規則第3条の規定により識別番号の付与を受けている場合は、識別番号を住所の前に記載するものとする。
 - 9 「住所(居所)」の欄は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。
 - 10 「氏名(名称)」の欄は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、その次に「代表者」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。
 - 11 「(国籍・地域)」の欄は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「住所(居所)」の欄に記載した国・地域と同一であるときは、「(国籍・地域)」の欄は設けるには及ばない。
 - 12 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「代表者」の欄は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。
 - 13 「(令和 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。
 - 14 商標法施行規則第22条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「代理人」の欄の次に「国以外のすべての者の持分の割合」の欄を設けて、「○/○」のように記載する。
 - 15 商標法施行規則第22条第1項において準用する特許法施行規則第9条の3第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「添付書面の目録」の欄に「包括委任状番号」の欄を繰り返し設けて記載する。
 - 16 商標登録令第10条において準用する特許登録令第36条の規定により書面の提出を省略するときは、「添付書面の目録」の欄に、当該書面の書類名を記載し、その次に「援用の表示」の欄を設けて、同条第1項の規定による場合は当該書面が提出される手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を、同条第2項の規定による場合は当該書面が提出された手続に係る商標登録番号、書類名及びその提出日を記載する。
 - 17 「商標権分割証書」には、商標権者が記名し、印(本人確認できるものであること。)を押さなければならない。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(包括委任状)</p> <p>第六条 特定手続(第十条第五号、第五号の二、第四十三号(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。))第八条第四項、第</p>	<p>(包括委任状)</p> <p>第六条 特定手続(第十条第五号、第五号の二、第四十三号(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和五十三年法律第三十号。以下「国際出願法」という。))第八条第四項、第</p>

十二条第三項又は第十八条第一項若しくは第二項の手数料（以下「国際出願等に係る手数料」という。）を納付する場合に限る。）、「第四十八号及び第五十四号から第五十九号まで並びに別表第一の二に掲げる手続を除く。）、特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項

十二条第三項又は第十八条第一項若しくは第二項の手数料（以下「国際出願等に係る手数料」という。）を納付する場合に限る。）、「第四十八号及び第五十四号から第五十九号まで並びに別表第一の二に掲げる手続を除く。）、特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項

において準用する場合を含む。)及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号(国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。)、第四十六号、第四十七号、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくは

において準用する場合を含む。)及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号(国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。)から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正若しくはこれ

はこれらの補正の補正（第十条第五十二号に掲げるものを除く。）又は第十九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三（前条第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。

2
2
4
（略）

らの補正の補正（第十条第五十二号に掲げるものを除く。）又は第十九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三（前条第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。）若しくは前条第一項の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。

2
2
4
（略）

(特定手続の指定)

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）及び別表第一の二に掲げる手続（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）（以下これらを「特定手続」という。）とする。

(特定手続の指定)

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）及び別表第一の二に掲げる手続（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願に係る手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。）（以下これらを「特定手続」という。）とする。

一〇二十六 (略)

二十七 拒絶査定等に対する審判に係る手続であつて、次に掲げるもの（ハからリまで及びヲからツまでに掲げるものにあつては、証拠保全に係るものを除く。）

イ〇ル (略)

ヲ 特許法施行規則第五十条第五項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。）の規定による証拠説明書の提出

ワ〇ツ (略)

二十八〇五十一 (略)

五十二 特許法第十七条第一項若しくは第三項

一〇二十六 (略)

二十七 拒絶査定等に対する審判に係る手続であつて、次に掲げるもの（ハからリまで及びヲからツまでに掲げるものにあつては、証拠保全に係るものを除く。）

イ〇ル (略)

ヲ 特許法施行規則第五十条第三項（意匠法施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則第二十二條第六項において準用する場合を含む。）の規定による証拠説明書の提出

ワ〇ツ (略)

二十八〇五十一 (略)

五十二 特許法第十七条第一項若しくは第三項

(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))若しくは特許法第三百十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十

(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))若しくは特許法第三百十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十

条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）、第四十六号、第四十七号、第四十九号から第五十一号まで、第六十一号及び第六十二号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

五十三 第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一

条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで、第六十一号及び第六十二号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。）

五十三 第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一

項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）

第四十六号、第四十七号、第四十九号から第

項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）か

ら第四十七号まで、第四十九号から第五十一

五十一号まで、前号（第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）の補正又はその補正に係るものを除く。）、第六十一号及び第六十二号に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並び

号まで、前号（第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）の補正又はその補正に係るものを除く。）、第六十一号及び第六十二号に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標

に商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第三百三十三條の二第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

五十四 特許法第八十六條第一項（実用新案法第五十五條第一項において準用する場合を

法第七十七条第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第三百三十三條の二第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

五十四 特許法第八十六條第一項（実用新案法第五十五條第一項において準用する場合を

含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による法第三条第二項に規定するファイル（以下第三十四条の二の三第一号を除き、単に「ファイル」という。）に記録されている事項（第十三条第二項及び第三項に規定する方法（同項に規定する方法にあつては、同条第二項に規定する方法に準ずるものとして特許庁長官が認めるものに限る。）によりファイルに記録されたものを除く。）の証明の請求（国際意匠登録出願に係る情報（拒絶査定等に対する審判に係るものを除く。）について請求する場合を除く。）

含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による法第三条第二項に規定するファイル（以下第三十四条の二の三第一号を除き、単に「ファイル」という。）に記録されている事項（第十三条第二項に規定する方法によりファイルに記録されたものを除く。）の証明の請求（国際意匠登録出願に係る情報（拒絶査定等に対する審判に係るものを除く。）について請求する場合を除く。）

五十五～五十七 (略)

五十八 法第十二条第二項の規定による書類（

第十三条第二項及び第三項に規定する方法（

同項に規定する方法にあつては、同条第二項

に規定する方法に準ずるものとして特許庁長

官が認めるものに限る。）によりファイルに

記録された事項を記載したものを除く。）の

交付の請求

五十九～六十七 (略)

（特定手続の入力事項等）

第十条の二 電子情報処理組織を使用して特定手

続を行う者は、当該特定手続につき規定した特

五十五～五十七 (略)

五十八 法第十二条第二項の規定による書類（

第十三条第二項に規定する方法によりファイ

ルに記録された事項を記載したものを除く。

）の交付の請求

五十九～六十七 (略)

（特定手続の入力事項等）

第十条の二 電子情報処理組織を使用して特定手

続を行う者は、当該特定手続につき規定した特

許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を法第二条第一項の電子計算機（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。次項、第十一条、第十三条及び第十五条において同じ。）から入力してその特定手続を行わなければならない。

2 (略)

(願書等の様式)

第十一条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、

許等関係法令の規定において書面に記載すべきこととされている事項を法第二条第一項の電子計算機（手続をする者又はその者の代理人の使用に係るものに限る。次項、第十一条、第十三条、第十三条の二及び第十五条において同じ。）から入力してその特定手続を行わなければならない。

2 (略)

(願書等の様式)

第十一条 電子情報処理組織を使用して又は第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により次の表の第二欄に掲げる特定手続を行う者は、

同欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の電子計算機から入力し又は磁気ディスクに記録しなければならぬ。

二十二 別表第一の二 の六十三の項	一〇二十一 (略)	手続
		書類名様式
		(略)

同欄に掲げる手続の区分に応じ、特許等関係法令の規定において同表の第三欄に掲げる書類に記載すべきこととされている事項を同表の第四欄に掲げる様式により法第二条第一項の電子計算機から入力し又は磁気ディスクに記録しなければならぬ。

二十二 別表第一の二 の六十三の項	一〇二十一 (略)	手続
		書類名様式
		(略)

に掲げる法第十二条第二項の規定による書類（第十三条第二項及び第三項に規定する方法（同項に規定する方法にあつては、同条第二項に規定する方法に準ずるものとして特

に掲げる法第十二条第二項の規定による書類（第十三条第二項に規定する方法によりファイルに記録された事項を記載したものに限り。）の交付の請求

<p>第十三条 (略)</p> <p>(特定手続の方法)</p>	<p>2 (略)</p>	
		<p>許庁長官が認 めるものに限 る。)により ファイルに記 録された事項 を記載したも のに限る。)の 交付の請求</p>

<p>第十三条 (略)</p> <p>(特定手続の方法)</p>	<p>2 (略)</p>	

2
(略)

3 第一項又は前項の規定により特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により特許庁に提出すべきものとされている物件（第一項の規定により特定手続を行う者にあつては、第十九条第一項各号に掲げる物件を除く。）であつて特許庁長官が認めるものを添付して当該特定手続を行う場合において、次の各号に掲げるときは、当該物件の添付に代えて、それぞれ当該各号に定めるものを第一項又は前項に規定する方法に準ずるものとして特許庁長官が認める方法により提出するものとする。

一 当該物件（特許等関係法令の規定により押

2
(略)

3 別表第一の二に掲げる手続について、特許等関係法令の規定により特許庁に提出すべきものとされている物件であつて特許庁長官が認めるものを添付して行う場合には、当該物件の提出は、前項に規定する方法により行うものとする。

(新設)

印又は署名をしなければならぬとされてい
るもの（国際出願等に係るものを除く。）を
除く。）が書面等（書面、書類、文書、謄本
、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形
等人の知覚によって認識することができる情
報が記載された紙その他の有体物をいう。以
下この号及び第五項において同じ。）をもつ
て作成されているとき 当該書面等の画像情
報

二 当該物件が電磁的記録をもって作成されて
いるとき 当該電磁的記録

4 第二項の規定により特定手続を行う者は、特
許等関係法令の規定により特許庁に提出すべき

（新設）

（新設）

ものとされている電磁的記録であつて特許庁長官が認めるものを添付して当該特定手続を行う場合においては、当該電磁的記録を前項に規定する方法により提出するものとする。

5 特許庁長官、審判長又は審査官は、第三項の規定により書面等の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面等の原本の提出を命ずることができる。

第十三条の二 前条第三項に規定する方法により特許等関係法令の規定により押印又は署名をしなければならぬとされている書面（国際出願等に係るものを除く。）を提出する場合には、

（新設）

第十三条の二 特許等関係法令の規定により押印又は署名をしなければならぬものとされている書面（国際出願等に係るものを除く。）について、当該書面に記載すべきこととされている

その押印又は署名に代えて、同項第二号に規定する電磁的記録に記録された情報に特許庁長官が定める電子署名を行わなければならない。

2
(略)

3 前条第三項に規定する方法により国際出願等に係る書面を提出する場合には、当該書面にした署名は、国際出願法施行規則第二条第三項に規定する署名とみなす。

事項を電子計算機から入力することにより、特定手続とともに特許庁長官に提出する場合（前条第二項に規定する方法により提出する場合に限る。）は、その押印又は署名に代えて、特許庁長官が定める電子署名を行わなければならない。

2
(略)

3 国際出願等に係る書面について、当該書面に記載すべきこととされている事項を電子計算機から入力することにより、特許庁長官に提出する場合にあつては、当該書面にした署名は、国際出願法施行規則第二条第三項に規定する署名とみなす。

(物件の提出)

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続

(別表第一の二に掲げるものを除く。)を行う

者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条第一項で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一〇十三 (略)

十四 特許法施行規則第五十条第一項(意匠法

施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則

第二十二條第六項において準用する場合を含む

(物件の提出)

第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続

(別表第一の二に掲げるものを除く。)を行う

者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条第一項で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一〇十三 (略)

十四 特許法施行規則第五十条第一項(意匠法

施行規則第十九条第八項及び商標法施行規則

第二十二條第六項において準用する場合を含む

む。次号において同じ。）の規定により提出すべき証拠物件

十四の二 特許法施行規則第五十条第一項の規定により提出すべき光ディスク

十五〜二十一 (略)

2〜4 (略)

第十九条の二 電子情報処理組織を使用して別表第一の二に掲げる特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件（第十三条第三項の規定による提出ができないものに限る。）を、第十条の二第一項に規

む。）の規定により提出すべき証拠物件

(新設)

十五〜二十一 (略)

2〜4 (略)

第十九条の二 電子情報処理組織を使用して別表第一の二に掲げる特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件（第十三条第三項の規定による提出ができないものに限る。）を、第十条の二第一項に規

定する事項の入力の後第二十条第二項で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一 (略)

二 特許法施行規則第三十八条の十八において準用する同令第三十二条第二項、意匠法施行規則第十三条第二項又は商標法施行規則第九条の五第二項の規定により提出すべき証拠物件

三 (略)

四 特許法施行規則第五十条第一項（特許法施行規則第四十条（実用新案法施行規則第二十条第三項第九項、意匠法施行規則第十九条第五項及び商標法施行規則第二十二条第四項にお

定する事項の入力の後第二十条第二項で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。

一 (略)

二 特許法施行規則第三十八条の十八において準用する同規則第三十二条第二項、意匠法施行規則第十三条第二項又は商標法施行規則第九条の五第二項の規定により提出すべき証拠物件

三 (略)

四 特許法施行規則第五十条第一項（特許法施行規則第四十条（実用新案法施行規則第二十条第三項第九項、意匠法施行規則第十九条第五項及び商標法施行規則第二十二条第四項にお

て準用する場合を含む。）、特許法施行規則第四十五条の六及び第五十条の十六、実用新案法施行規則第二十三条第十二項、意匠法施行規則第十九条第八項並びに商標法施行規則第二十二条第五項及び第六項において準用する場合を含む。次号において同じ。）の規定により提出すべき証拠物件

四の二 特許法施行規則第五十条第一項の規定により提出すべき光ディスク

2・3 (略)

(特定処分等の指定)

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定

て準用する場合を含む。）、特許法施行規則第四十五条の六及び第五十条の十六、実用新案法施行規則第二十三条第十二項、意匠法施行規則第十九条第八項並びに商標法施行規則第二十二条第五項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により提出すべき証拠物件

(新設)

2・3 (略)

(特定処分等の指定)

第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定

める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行うものとされている行為は、次に掲げるものととする。

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特

める処分若しくは判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定により文書をもつて行うものとされている行為は、次に掲げるものととする。

一 特許法第十三条第四項（実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による次に掲げる手続（別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特

許庁に係属している場合にする手続及び商標法第六十八条の十第一項に規定する国際商標登録出願（以下「国際商標登録出願」という。）についての拒絶査定等に対する審判の請求を除く。）に係るものを除く。）の却下の処分

イ 第十条の規定による特定手続（同条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）、第四十六号、第四十七号、第四十九号から第五十二号まで、第六十一号及び第六十六号並びに別表第一の二の四から十四までの項

許庁に係属している場合にする手続及び商標法第六十八条の十第一項に規定する国際商標登録出願（以下「国際商標登録出願」という。）についての拒絶査定等に対する審判の請求を除く。）に係るものを除く。）の却下の処分

イ 第十条の規定による特定手続（同条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十二号まで、第六十一号及び第六十六号並びに別表第一の二の四から十四までの項に掲げ

に掲げるものに限る。)並びに国際意匠登録出願に係る第十条第十六号、第二十号、第二十五号、第三十八号、第三十九号、第四十六号、第四十七号、第五十一号及び第五十二号に掲げる手続(拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。)

ロㄱレ (略)

ソ 特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは第三百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。

るものに限る。)並びに国際意匠登録出願に係る第十条第十六号、第二十号、第二十五号、第三十八号、第三十九号、第四十五号から第四十七号まで、第五十一号及び第五十二号に掲げる手続(拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。)

ロㄱレ (略)

ソ 特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは第三百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。

）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）、第四十六号、第四十七号、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（第十条第五十二号に掲げるものを除く。）

二〇八（略）

）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（第十条第五十二号に掲げるものを除く。）

二〇八（略）

九 特許法第四百七十七条第一項（同法第七十一条第三項（実用新案法第二十六条、意匠法第二十五条第三項及び商標法第二十八条第三項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項（同法第七十一条第三項及び第二百二十一条（同法第七十一条第三項及び第二百二十一条、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の八（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。））及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三

九 特許法第四百七十七条第一項（同法第七十一条第三項（実用新案法第二十六条、意匠法第二十五条第三項及び商標法第二十八条第三項（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項（同法第七十一条第三項及び第二百二十一条（同法第七十一条第三項及び第二百二十一条、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の八（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。））及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。））及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三

条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第四十条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の六第二項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法施行規則第五十六条の二（同令第四十条（実用新案法施行規則第二十条第九項、意匠法施行規則第十九条第五項及び商標法施行規則第二十二条第四項にお

条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、実用新案法第四十条、意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の六第二項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による調書の作成

て準用する場合を含む。以下この号において
同じ。）、特許法施行規則第五十七条の八（
同令第四十条及び第四十五条の六、実用新案
法施行規則第二十三条第十二項、意匠法施行
規則第十九条第八項並びに商標法施行規則第
二十二条第五項及び第六項において準用する
場合を含む。）、実用新案法施行規則第二十
三条第十二項、意匠法施行規則第十九条第八
項並びに商標法施行規則第二十二条第五項及
び第六項において準用する場合を含む。）の
規定による調書の作成

（特定通知等の指定）

（特定通知等の指定）

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令
で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は
命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同
表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）と
する。

一〇十九 （略）

二十 特許法第百五十一条（意匠法第五十二条
並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則
第十七条第一項において準用する場合を
含む。）において準用する特許法第百四十五条
第四項の規定による期日の呼出し（拒絶査定
等に対する審判に係るものに限り、証拠保全
に係るものを除く。）

第二十三条の四 法第五条第一項の経済産業省令
で定める通知又は命令は、次に掲げる通知又は
命令（別表第一の第二欄に掲げる手続に係る同
表の第四欄に掲げる通知又は命令を除く。）と
する。

一〇十九 （略）

二十 特許法第百五十一条（意匠法第五十二条
並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則
第十七条第一項において準用する場合を
含む。）において準用する民事訴訟法第九十四
条第一項の規定による期日の呼出し（拒絶査
定等に対する審判に係るものに限り、証拠保
全に係るものを除く。）

二十一～三十六 (略)

(磁気ディスクに添付する物件)

第二十九条 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続(別表第一の二に掲げるものを除く。次項において同じ。)を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号、第一号の二、第十四号の二及び第十七号に掲げる物件(同条第三項に規定する場合を除く。)については、これを様式第三十二により作成した手続補足書とともに、当該磁気ディスクに添付しなければならない。

二十一～三十六 (略)

(磁気ディスクに添付する物件)

第二十九条 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続(別表第一の二に掲げるものを除く。次項において同じ。)を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号、第一号の二及び第十七号に掲げる物件(同条第三項に規定する場合を除く。)については、これを様式第三十二により作成した手続補足書とともに、当該磁気ディスクに添付しなければならない。

い。

2 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第二号から第七号まで、第九号から第十四号まで、第十五号及び第十六号に掲げる物件（同条第三項に規定する場合を除く。）については、様式第三十二により作成した手続補足書とともに、当該物件を当該磁気ディスクに添付する方法又は当該物件に係る第十三条第三項第一号に規定する画像情報若しくは同項第二号に規定する電磁的記録を当該磁気ディスクに記録する方法に

2 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第二号から第十六号までに掲げる物件（同条第三項に規定する場合を除く。）については、これを様式第三十二により作成した手続補足書とともに、当該磁気ディスクに添付する方法又は当該磁気ディスクに記録する方法により、提出しなければならぬ。

より、提出しなければならない。

3
(略)

(書面の提出による手続の指定)

第三十条 法第七条第一項の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号(手数料(国際出願等に係る手数料を除く。))の納付に関するものに限る。)、第四十六号、第四十七号、第五十二号(手数料の納付のみの補正をその内容とするもの及び第十条第六十一号に掲げる手続の補正又はその補正に係るものを除く。)、第六十二号、第六十三号、第六十五号

3
(略)

(書面の提出による手続の指定)

第三十条 法第七条第一項の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号(手数料(国際出願等に係る手数料を除く。))の納付に関するものに限る。)、第四十四号から第四十七号まで、第五十二号(手数料の納付のみの補正をその内容とするもの及び第十条第六十一号に掲げる手続の補正又はその補正に係るものを除く。)、第六十二号、第六十三号、第六

及び第六十六号に掲げる特定手続（以下「指定特定手続」という。）とする。

（指定特定手続以外の指定特定手続等の指定）

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続（第一号から第三号まで、第八号、第九号、第十二号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十九号、第三十号、第三十五号及び第三十八号から第四十号までに掲げる手続であつて別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特

十五号及び第六十六号に掲げる特定手続（以下「指定特定手続」という。）とする。

（指定特定手続以外の指定特定手続等の指定）

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続（第一号から第三号まで、第八号、第九号、第十二号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十九号、第三十号、第三十五号及び第三十八号から第四十号までに掲げる手続であつて別表第一の一から四まで、六及び七の項の第二欄に掲げる手続に係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特

許庁に係属している場合にする手続を除く。)並びに第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十一号から第三十三号まで及び第四十二号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。)とする。

一〇三十八 (略)

三十九 特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)、実用新案法第二条の二第一項若しくは第

許庁に係属している場合にする手続を除く。)並びに第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第三十一号から第三十三号まで及び第四十二号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。)とする。

一〇三十八 (略)

三十九 特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)、実用新案法第二条の二第一項若しくは第

四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで及び第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）、第四十六号、第四十七号、第四十九号から第五十一号まで及び第六十二号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（手数料の納付のみの補正、代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）

四十 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条

四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで及び第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号、第四十九号から第五十一号まで及び第六十二号に掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（手数料の納付のみの補正、代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）

四十 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条

第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）、第四十六号、第四十七号、第四十九号から第五十

第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項（これらの規定を法第十条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号ま

一号まで及び第五十二号（第十条第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正に係るものを除く。）並びに第一号から第三十六号まで、第三十七号（国際出願に係る物件の提出を除く。）、第三十八号及び前号に掲げる手続を

で及び第五十二号（第十条第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による手続に係る申出、法第十五条の二第一項又は法第十五条の三第一項の規定による特許料等の納付の申出、現金納付に係る特許料等の納付に係る書面の提出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）及び第六十一号に掲げる手続の補正又はこれらの補正に係るものを除く。）並びに第一号から第三十六号まで、第三十七号（国際出願に係る物件の提出を除く。）、第三十八号及び前号に掲げる手続をした者に

した者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は特許法第三百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。））及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明

対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は特許法第三百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。））及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載

を記載した書面の提出

四十一～四十五 (略)

(電磁的記録の提供方法)

第三十四条の二の二 法第八条第一項の経済産業
省令で定める方法は、第十三条第二項及び第三
項に規定する方法(同項に規定する方法にあつ
ては、同条第二項に規定する方法に準ずるもの
として特許庁長官が認めるものに限る。)とす
る。

(ファイルに記録されている事項の閲覧に係る
手続の指定)

した書面の提出

四十一～四十五 (略)

(電磁的記録の提供方法)

第三十四条の二の二 法第八条第一項の経済産業
省令で定める方法は、第十三条第二項に規定す
る方法とする。

(ファイルに記録されている事項の閲覧に係る
手続の指定)

第三十四条の五 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十六号、第四十七号、第四十九号から第五十三号まで、第六十一号及び第六十六号に掲げる手続（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第七十条第一項の規定により指定された保全対象発明を含む特許出願に係るものを除くものとし、国際意匠登録出願に係る手続にあつては、拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）とする。

第三十四条の五 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号から第五十三号まで、第六十一号及び第六十六号に掲げる手続（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第七十条第一項の規定により指定された保全対象発明を含む特許出願に係るものを除くものとし、国際意匠登録出願に係る手続にあつては、拒絶査定等に対する審判に係るものに限る。）とする。

別表第一（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係）

一	
(略)	
	第十条第七号、第八号、第十一号から第十三号まで、第十六号から第二十二号まで、第三十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十六号、第四十七号、第五十号から第五十三号
	(略)

別表第一（第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係）

一	
(略)	
	第十条第七号、第八号、第十一号から第十三号まで、第十六号から第二十二号まで、第三十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十四号から第四十七号まで、第五十号から第五
	(略)

	二
	(略)
<p>まで及び第六十一号に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）</p>	<p>第十条第八号、第十六号から第二十一号まで、第二十三号、第二十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関</p>
	(略)

	二
	(略)
<p>十三号まで及び第六十一号に掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にするものを除く。）</p>	<p>第十条第八号、第十六号から第二十一号まで、第二十三号、第二十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関</p>
	(略)

三	
(略)	
、第十号第九号、第十二号、第十四号から第十六号	するものに限る。)、第 四十六号、第四十七号、 第五十号から第五十三号 まで及び第六十一号に掲 げる手続(平成十二年一 月一日以後に拒絶査定不 服審判を請求した事件が 特許庁に係属している場 合にするものを除く。)
(略)	

三	
(略)	
、第十号第九号、第十二号、第十四号から第十六号	するものに限る。)、第 四十四号から第四十七号 まで、第五十号から第五 十三号まで及び第六十一 号に掲げる手続(平成十 二年一月一日以後に拒絶 査定不服審判を請求した 事件が特許庁に係属して いる場合にするものを除 く。)
(略)	

まで、第十八号、第二十号、第二十四号、第二十五号、第三十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十六号、第四十七号及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判を請求した事件が特許庁に係属

まで、第十八号、第二十号、第二十四号、第二十五号、第三十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十四号から第四十七号まで及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判を請求した事件が特許庁

四	
(略)	
<p>第十条第十号、第十二号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十号、第三十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十六号、第四十七号及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続（平成十二年一</p>	<p>している場合にするものを除く。）</p>
(略)	

四	
(略)	
<p>第十条第十号、第十二号、第十四号、第十六号、第十八号、第二十号、第三十八号から第四十号まで、第四十三号（手数料の納付に関するものに限る。）、第四十四号から第四十七号まで及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続（平成十</p>	<p>に係属している場合にするものを除く。）</p>
(略)	

月一日以後に商標法第四
十四条第一項（同法第六
十八条第四項及び同法附
則第十三条（同法附則第
二十三条において準用す
る場合を含む。）におい
て準用する場合を含む。
）又は同法第四十五条第
一項（同法第六十八条第
四項において準用する場
合を含む。）の審判を請
求した事件が特許庁に係
属している場合にするも

二年一月一日以後に商標
法第四十四条第一項（同
法第六十八条第四項及び
同法附則第十三条（同法
附則第二十三条において
準用する場合を含む。）
において準用する場合を
含む。）又は同法第四十
五条第一項（同法第六十
八条第四項において準用
する場合を含む。）の審
判を請求した事件が特許
庁に係属している場合に

	五	
	(略)	
のを除く。)	第十条第十六号、第二 十号、第二十五号、第三 十八号、第三十九号、第四 十六号、第四十七号、第 五十一号から第五十三号 までに掲げる手続（拒絶 査定等に対する審判を請 求した事件が特許庁に係 属している場合にするも のを除く。）	
	(略)	

	五	
	(略)	
するものを除く。)	第十条第十六号、第二十 号、第二十五号、第三 十八号、第三十九号、第四 十五号から第四十七号ま で、第五十一号から第五 十三号までに掲げる手続 （拒絶査定等に対する審 判を請求した事件が特許 庁に係属している場合に するものを除く。）	
	(略)	

七		六
(略)		(略)
第十条第二十七号、第三	第十条第十号、第十二号、第十六号、第二十号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十三号(手数料の納付に関するものに限る。)、第四十六号、第四十七号及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続	(略)
(略)		(略)

七		六
(略)		(略)
第十条第二十七号、第三	第十条第十号、第十二号、第十六号、第二十号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十三号(手数料の納付に関するものに限る。)、第四十五号から第四十七号まで及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続	(略)
(略)		(略)

別表第一の二

十三	一〇十二 (略)		
		<p>審判、再審及び判定に係る手続（ 第十条第二十号、第二十六号、第 十八号から第四十一号ま で、第四十六号、第四十 七号及び第五十一号から 第五十三号までに掲げる 手続</p>	

別表第一の二

十三	一〇十二 (略)		
		<p>審判、再審及び判定に係る手続（ 第十条第二十号、第二十六号、第 十八号から第四十一号ま で、第四十五号から第四 十七号まで及び第五十一 号から第五十三号までに 掲げる手続</p>	

<p>十四～十七 (略)</p>	
	<p>二十七号、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十三号、第四十六号、第四十七号、第五十一号から第五十三号まで及び第六十五号に掲げるもの（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続を除く。）並びに別表第一の二の四、五、七、九及び十一の項に掲げるものを除く。）</p>

<p>十四～十七 (略)</p>	
	<p>二十七号、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十三号から第四十七号まで、第五十一号から第五十三号まで及び第六十五号に掲げるもの（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続を除く。）並びに別表第一の二の四、五、七、九及び十一の項に掲げるものを除く。）</p>

特許法第十七条第一項若しくは第三項、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。））、第四十六号、第四十七号及び第四十九号から第五十一号までに掲げる手続の補正又はこれらの補

特許法第十七条第一項若しくは第三項、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の二十四又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。））から第四十七号まで及び第四十九号から第五十一号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補

	十九〜四十一 (略)	四十二
<p>正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）</p>		<p>特許法第九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項、意匠法第六十八条第二項及び商標法第七十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による物件の</p>

	十九〜四十一 (略)	四十二
<p>正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）（別表第一の二の十三及び十四の項に掲げる手続に係るものを除く。）</p>		<p>特許法第九十四条第一項（実用新案法第五十五条第三項、意匠法第六十八条第二項及び商標法第七十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による物件の</p>

	四十三〜六十二 (略)	六十三
提出(第十三条第三項の規定による提出ができないものを除く。)		法第十二条第二項の規定による書類(第十三条第二項及び第三項に規定する方法(同項に規定する方法にあつては、同条第二項に規定する方法に準ずるものとして特許庁長官が認めるものに限る。))によりファイルに記録された事項を記載したものに限る。)の交付の

	四十三〜六十二 (略)	六十三
提出		法第十二条第二項の規定による書類(第十三条第二項に規定する方法によりファイルに記録された事項を記載したものに限る。)の交付の請求

百二十三〜百二十七 (略)		六十四〜百二十一 (略)	請求
	百二十二 第十九条第一項(同項第一号、第一号の二、第十四号の二及び第十七号を除く。)の規定による物件の提出(別表第一の二の十三の項に掲げる手続に係るものを除く。)		

百二十三〜百二十七 (略)		六十四〜百二十一 (略)	
	百二十二 第十九条第一項(同項第一号、第一号の二及び第十七号を除く。)の規定による物件の提出(別表第一の二の十三の項に掲げる手続に係るものを除く。)		

様式第二十五を次のように改める。

様式第25（第11条関係）

【書類名】 商標登録料納付書

（【提出日】 令和 年 月 日）

【あて先】 特許庁長官 殿

【商標登録番号】

【商品及び役務の区分の数】

【商標権者】

【氏名又は名称】

【納付者】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【登録料の表示】

【予納台帳番号】

【納付金額】

〔備考〕

- 1 商標法施行規則第18条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る権利であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【納付者】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記録する。
- 2 商標法第41条の3第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により後期分割登録料（同項において準用する場合にあつては、同法第41条の2第7項の規定により商標権の存続期間の満了前五年までに納付すべき登録料）及び同法第43条第3項の割増登録料を追納するときは、「【登録料の表示】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「商標法第41条の3第1項の規定による後期分割登録料及び割増登録料の追納」のように記載する。
- 3 商標法施行規則第18条第8項の規定により同項の書面の提出を省略しようとするときは、「【登録料の表示】」（備考2に該当する場合にあつては「【特許料等に関する特記事項】」）の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、納付することができなかつた理由について具体的に記載する。
- 4 その他は、様式第9の備考1、2、5、6、8、11及び26、様式第13の備考2並びに様式第19の備考2から4までと同様とする。この場合において、様式第19の備考3中「【特許出願人】」とあるのは「【商標権者】」と、備考4中「【特許料の表示】」とあるのは「【登録料の表示】」と、「特許料」とあるのは「登録料」と読み替えるものとする。

(工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令の一部改正)

第七条 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令(平成八年通商産業省令第六十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(納付)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等は、一の納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等の補正及び特許出</p>	<p>(納付)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一の手続に係る現金納付に係る工業所有権の手数料等は、一の納付書により納付しなければならない。ただし、手数料等の補正及び特許出</p>

願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増加する補正を手續補正書の提出により同時に行う場合、誤訳の訂正を目的とする補正及び特許出願に係る請求項の数を増加する補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料の納付を実用新案登録願の提出により同時に行う場合、意匠登録出願及び当該意匠登録に係る意匠法第十四条第一項の規定による意匠を秘密にすることの請求（以下この項において「意匠を秘密にすることの請求」という。）を意匠登録願の提出により同時に行う場合、同法第四十二条第一項の規定による第一年

願又は実用新案登録出願に係る請求項の数を増加する補正を手續補正書の提出により同時に行う場合、誤訳の訂正を目的とする補正及び特許出願に係る請求項の数を増加する補正を誤訳訂正書の提出により同時に行う場合、実用新案登録出願及び当該実用新案に係る第一年から第三年までの登録料の納付を実用新案登録願の提出により同時に行う場合、意匠登録出願及び当該意匠登録に係る意匠法第十四条第一項の規定による意匠を秘密にすることの請求（以下この項において「意匠を秘密にすることの請求」という。）を意匠登録願の提出により同時に行う場合、同法第四十二条第一項第一号の規定による

分の登録料の納付及び意匠を秘密にすることの請求を登録料納付書の提出により同時に行う場合、手数料の補正及び商標登録出願に係る商品及び役務の区分の数を増加する補正を手續補正書の提出により同時に行う場合並びに特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第十二条第二項又は第三項（これらの規定を实用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第一項及び意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第一項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第二十五条の七第十項、第二十七条の四の二第八項（同条第九項（实用新案法施

第一年分の登録料の納付及び意匠を秘密にすることの請求を登録料納付書の提出により同時に行う場合、手数料の補正及び商標登録出願に係る商品及び役務の区分の数を増加する補正を手續補正書の提出により同時に行う場合並びに特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第十二条第二項又は第三項（これらの規定を实用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）第二十三条第一項及び意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）第十九条第一項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第二十五条の七第十項、第二十七条の四の二第八項（同条第九項（实用新

行規則第二十三条第二項並びに意匠法施行規則
第二条の二第十二項及び第十九条第三項におい
て準用する場合を含む。）、実用新案法施行規
則第二十三条第二項並びに意匠法施行規則第二
条の二第十二項及び第十九条第三項において準
用する場合を含む。）、特許法施行規則第三十
一条の二第九項、第三十八条の二第七項（実用
新案法施行規則第二十三条第三項において準用
する場合を含む。）、特許法施行規則第三十八
条の六の二第八項（実用新案法施行規則第二十
三条第四項において準用する場合を含む。）、
特許法施行規則第三十八条の十四第七項（同条
第八項（実用新案法施行規則第二十三条第七項

案法施行規則第二十三条第二項並びに意匠法施
行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項
において準用する場合を含む。）、実用新案法
施行規則第二十三条第二項並びに意匠法施行規
則第二条の二第十二項及び第十九条第三項にお
いて準用する場合を含む。）、特許法施行規則
第三十一条の二第九項、第三十八条の二第七項
（実用新案法施行規則第二十三条第三項におい
て準用する場合を含む。）、特許法施行規則第
三十八条の六の二第八項（実用新案法施行規則
第二十三条第四項において準用する場合を含
む。）、特許法施行規則第三十八条の十四第七
項（同条第八項（実用新案法施行規則第二十三

において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第六十九条の二第六項、実用新案法施行規則第二十一条の四第五項、意匠法施行規則第十八条の六第五項、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第二条第十四項、第九条第二項又は第三項、第十条第八項、第十八条の二第六項及び第二十条第七項並びに特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第十条の二第一項（実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）第三条第三項、意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）第六条第三項及び

条第七項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）、特許法施行規則第六十九条の二第六項、実用新案法施行規則第二十一条の四第五項、意匠法施行規則第十八条の六第五項、商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）第二条第十四項、第九条第二項又は第三項、第十条第八項、第十八条の二第六項及び第二十条第七項並びに特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）第十条の二第一項（実用新案登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十四号）第三条第三項、意匠登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十五号）第六条第

商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により二以上の届出を一の書面でする場合には、その手続をする際に納付しなければならない現金納付に係る工業所有権の手数料等を一の納付書により納付しなければならない。

4
（略）

三項及び商標登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十六号）第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により二以上の届出を一の書面でする場合には、その手続をする際に納付しなければならない現金納付に係る工業所有権の手数料等を一の納付書により納付しなければならない。

4
（略）

(鉱業登録令施行規則の一部改正)

第八条 鉱業登録令施行規則(昭和二十六年通商産業省令第四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(登録免許税納付書の不受理)</p> <p>第十二条の二 経済産業大臣又は経済産業局長は、 鉱区の減少若しくは分割又は鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四十六条第一項の規定による鉱区の増加による鉱業権の変更の登録に係る登録免許税の納付があつた場合において、その納付書に、 鉱業登録令第四十一条第</p>	<p>(登録免許税納付書の不受理)</p> <p>第十二条の二 経済産業大臣又は経済産業局長は、 鉱区の減少若しくは分割又は鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四十六条第一項の規定による鉱区の増加による鉱業権の変更の登録に係る登録免許税の納付があつた場合において、その納付書に、 鉱業登録令第四十一条第</p>

二項の規定による登録上利害関係を有する第三者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものが添付されていないときは、その納付書を受理してはならない。ただし、当該鉱業権の変更の出願の際に、当該承諾書又は裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものを提出した場合において、その旨を記載した書面を添付したときは、この限りでない。

二項の規定による登録上利害関係を有する第三者の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本が添付されていないときは、その納付書を受理してはならない。ただし、当該鉱業権の変更の出願の際に、当該承諾書又は裁判の謄本を提出した場合において、その旨を記載した書面を添付したときは、この限りでない。

2 経済産業局長は、鉱区の合併による採掘権の変更に係る登録免許税の納付があつた場合において、その納付書に、鉱業登録令第四十一条第三項の規定による抵当権者の承諾書又はこれに對抗することができる裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したものと及び抵当権の順位に関する協定書が添付されていないときは、その納付書を受理してはならない。ただし、当該鉱業権変更の出願の際に、当該承諾書又は裁判の謄本若しくは裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と

2 経済産業局長は、鉱区の合併による採掘権の変更に係る登録免許税の納付があつた場合において、その納付書に、鉱業登録令第四十一条第三項の規定による抵当権者の承諾書またはこれに對抗することができる裁判の謄本および抵当権の順位に関する協定書が添付されていないときは、その納付書を受理してはならない。ただし、当該鉱業権変更の出願の際に、当該承諾書または裁判の謄本および抵当権の順位に関する協定書を提出した場合において、その旨を記載した書面を添付したときは、この限りでない。

同一であることを証明したものと及び抵当権の順位に関する協定書を提出した場合において、その旨を記載した書面を添付したときは、この限りでない。

3
(略)

3
(略)

(弁理士法施行規則の一部改正)

第九条 弁理士法施行規則(平成十二年通商産業省令第四百十一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(実務修習の内容及び方法) 第二十一条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 講義については、多様なメディア(放送、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク及び電磁的記録(法第四条第二項第四号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。))に係る</p>	<p>(実務修習の内容及び方法) 第二十一条の二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 講義については、多様なメディア(放送、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク及び電磁的記録(法第七十五条に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。))に係る記録媒体</p>

記録媒体をいう。)を高度に利用して、実務修習の実施場所以外の場所で修習させることができる。

をいう。)を高度に利用して、実務修習の実施場所以外の場所で修習させることができる。

附 則

この省令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。